

第四十六回国会 大蔵委員會議 録 第三十三号

昭和三十九年四月十四日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 山中 貞則君

理事金子 一平君 理事原田 憲君

理事藤井 勝志君 理事坊 秀男君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君

伊東 正義君 宇都宮徳馬君

大泉 寛三君 奥野 誠亮君

木村 剛輔君 木村武千代君

小山 省二君 島村 一郎君

砂田 重民君 田澤 吉郎君

谷川 和穂君 濱田 幸雄君

藤枝 泉介君 下部 政巳君

小松 幹君 佐藤觀次郎君

田中 武夫君 只松 祐治君

日野 吉夫君 平林 剛君

春日 一幸君 竹本 孫一君

出席政府委員

大蔵政務次官 顯綱 彌三君

大蔵事務官 吉岡 英一君

(理財局長) 國稅庁長官 木村 秀弘君

委員外の出席者

大蔵事務官 塚本孝次郎君

(理財局長) 大蔵事務官 堀口 定義君

(國稅庁調査 部長) 専門 員 拔井 光三君

四月九日

税理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五七号)

第一類第五号

大蔵委員會議録第三十三号

昭和三十九年四月十四日

同月十一日

戦傷病者の國稅等減免に関する請願

(小川半次君紹介)(第二二九〇号)

同(關谷勝利君紹介)(第二二九一号)

同(田中龍夫君紹介)(第二二九二号)

同(田村良平君紹介)(第二二九三号)

同(地崎宇三郎君紹介)(第二二九四号)

同(藤井勝志君紹介)(第二四四三号)

同(小沢辰男君紹介)(第二五三二号)

同(砂田重民君紹介)(第二五三三号)

同(中村寅太郎君紹介)(第二五三四号)

元満州國政府等職員期間のある非更

新共済組合員の在職期間通算に關す

る請願外一件(大石武一君紹介)(第

二五八九号)

同外三件(内海安吉君紹介)(第二五

九〇号)

同(長谷川峻君紹介)(第二七〇一号)

稅務職員の守秘義務違反に対する罰

則の國稅通則法に統一、明記等に關

する請願(木村武千代君紹介)(第二

五九二号)

ガス、石油燃焼器具の物品稅減免に

關する請願(天野公義君紹介)(第二

七〇二号)

は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

公認會計士特例試驗等に関する法律

案(内閣提出第一五五号)

税理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五七号)

國民金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四〇号)

企業資本充實のための資産再評價等

の特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一一五号)

國家公務員共済組合法の長期給付に

關する施行法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二四号)

國家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律案(安宅常彦君外九名提

出、衆法第五号)

稅制に關する件

○山中委員長 これより會議を開きま

す。

公認會計士特例試驗等に関する法律

案及び税理士法の一部を改正する法律

案の両案を一括して議題といたしま

す。

公認會計士特例試驗等に関する法

律案

公認會計士特例試驗等に関する

法律

(題旨)

第一条 この法律は、財務書類の監

査又は証明をすることを業とする

者に関する制度の整備に資するた

め、公認會計士法(昭和二十三年

法律第百三三号)に規定する公認會

計士試験の特例として行なう公認

會計士試験(以下「公認會計士特例

試験」という。)その他その制度の

整備に關し必要な事項を定めるも

のとする。

第二条 公認會計士特例試験は、昭

和三十九年七月一日から昭和四十

二年三月三十一日までの間に、五

回を限り、大蔵大臣の定める時期

に行なう。

(受験資格)

第三条 公認會計士特例試験は、大

蔵省に備える計理士名簿に登録を

受けている者又は当該計理士名簿

への登録を受ける資格を有する者

でなければ受けることができない。

(試験科目)

第四条 公認會計士特例試験は、公

認會計士となるのに必要な高等の

専門的學識及びその应用能力を有

するかどうかを判定することを

もつてその目的とし、會計監査、

會計実務(税に關する実務を含

む)及び商法について、筆記の方

法により行なう。

(合格の決定)

第五条 公認會計士特例試験の合格

者を定める場合には、試験科目の

成績により定めるほか、当該特例

試験を受けた者が計理士の職に

あつた年数をしんしやくして定め

ることができ。

2 前項の規定による年数のしん

しやくの方法は、政令で定める。

(合格者の資格等)

第六条 公認會計士特例試験に合格

した者は、公認會計士法第五條第

三項の規定にかかわらず、公認會

計士となる資格を取得するものと

する。

2 公認會計士特例試験に合格した

者には、その試験に合格したこと

を証する證書を授与する。

(受験手数料)

第七条 公認會計士特例試験を受け

ようとする者は、受験手数料とし

て、千円を納付しなければならな

い。

2 前項の規定により納付した受験

手数料は、公認會計士特例試験を

受けなかつた場合にも、還付しな

い。

(試験の執行)

第八条 公認會計士特例試験は、公

認會計士審査会が行なう。

(試験委員)

第九条 公認會計士審査会に、公認

會計士特例試験の問題の作成及び

採点を行なわせるため、臨時に、

試験委員七人以内を置く。

2 試験委員は、公認會計士特例試

験を行なうについて必要な學識經

験を有する者のうちから、試験の

執行ごとに、公認會計士審査会の

推薦に基づき、大蔵大臣が任命

し、その試験が終つたときは退任

する。

(合格の取消し等)

第十条 公認會計士審査会は、不正

の手段によつて公認會計士特例試

験を受け、又は受けようとした者

に対しては、合格の決定を取り消

す。

し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 公認会計士審査会は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により二年九月以内の期間を定めて公認会計士特例試験を受けることができるものとすること。

(試験の細目)

第十一条 この法律に定めるもののほか、公認会計士特例試験の実施に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(税理士となる資格の付与)

第十二条 昭和三十九年四月一日において、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受け、かつ、計理士の名称を用いて、主として旧計理士法(昭和二年法律第三十一号)第一条に規定する業務を営んでいる者のうち、政令で定める要件に該当することにつき、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第十三条に規定する税理士試験委員の認定を受けたものは、同法第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を取得するものとする。

2 前項の認定を受けようとする者は、昭和三十九年七月三十一日までに、大蔵省令で定めるところにより、認定申請書を税理士試験委員に提出しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の認定に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内

で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、昭和四十二年四月一日から施行する。

(公認会計士法の一部改正)

第二条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第六条及び第八条第一項中「これを」を「筆記の方法により」に改める。

第十条中「これを」を「筆記及び口述の方法により」に改め、同条に次の二項を加える。

2 口述試験は、次条の規定により実務補習を受け、及び第二条第一項の業務について公認会計士を補助し、又は財務に關する業務に従事することにより修得される技能の程度の判定に意を用いて、筆記試験に合格した者について行なう。

3 筆記試験に合格した者については、その申請により、その後行なわれる四回の筆記試験を免除する。

第三十五条中「第五十七条に規定する検定」を「公認会計士特例試験等に関する法律(昭和三十九年法律第 号)に規定する公認会計士特例試験」に改める。

第三十八条第一項中「及び第五十七条に規定する検定」を削り、同条第二項中「又は検定」を削る。

第五十七条から第五十九条までを次のように改める。

第五十七條から第五十九條までを次のように改める。

第六十條第一項中「第五十七條第二項各号」を「公認会計士特例試

験等に関する法律による改正前の第五十七條第二項各号」に、「者に對しては、検定を免除する。」を「者は、第十一條の規定にかかわらず、第三次試験を受けることができる。」に改め、同条第二項を削る。

(検定合格者の経過措置)

第三条 改正前の公認会計士法第五十七條の規定により検定に合格した者の資格については、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)

第四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項の表公認会計士審査会の項中「第三次試験の受験資格について」の検定を「公認会計士特例試験等に関する法律(昭和三十九年法律第 号)に規定する公認会計士特例試験」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第五条 公認会計士法の一部を次のように改正する。

第三十五條中「、外国公認会計士及び計理士」を「及び外国公認会計士」に改める。

第六十三條及び第六十四條を次のように改める。

第六十三條及び第六十四條 削除
(罰則に係る経過措置)

第六条 前条の規定の施行日前にした行為で、改正前の公認会計士法第六十三條の規定に係るものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

財務書類の監査又は証明をすることを業とする者に関する制度の整備に資するため、昭和三十九年七月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間に限り、計理士及び計理士登録延期者を対象として公認会計士特例試験を行なうこととする。ことに、現行の公認会計士第三次試験の方法を実情に即して整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税理士法の一部を改正する法律案

税理士法の一部を改正する法律案
税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條」を「第四十八條の二」に、「第六十四條」を「第六十五條」に改める。

第一条の見出しを「(税理士の使命)」に改め、同条中「高めるように努力しなければならない」を「高めることを使命とする」に改める。

第二条を次のように改める。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(国税のうち登録税、印紙税、取引所特別税、取引税、関税、とん税及び特別とん税並びに地方税のうち法定外普通税を除く。以下同じ。)に關し次に掲げる事務を行なうことを業とする。

一 税務官公署(税関官署を除く。以下同じ。)に対する租税に關する法律(行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)及び地

方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三条第一項に規定する条例を含む。)に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定による処分に係るものを除くものとする。以下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に關し税務官公署に對してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること(当該申告等又は主張若しくは陳述に係る書類の作成にとどまる場合を除く。)

二 税務官公署に對する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他これらに準ずる書類(これらの書類に添附される書類で政令で定めるものを含む。以下「申告書等」という。)を作成すること。

三 税務官公署に對する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に關し、租税の課税標準(課税標準から控除する金額、国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二条第六号ハに規定する純損失等の金額並びに地方税のうち道府県民税及び市町村民税(都民税及び特別区民税を含む。)並びに事業税に係る当該純損失等の金額に準ずる損失の金額を含む。)、納付すべき税額又は還付金の額に相當する税額(以下「課

税標準等」という。の計算について、の相談に應ずること。

2 税理士の名称を用いて、他人の求めに依り、財務書類を作成し、財務に関する相談に依り、その他財務に関する事務を行なうことができない。ただし、他の法律においてその事務を行なうことが制限されている事項については、この限りでない。

第三条第一項中「左の」を「次の」に、「第三号又は第四号」を「第一号」に、「国税・関税」とん税及び特別とん税を除く。以下第四号、第二十四号、第三十六号及び第四十六号の場合を除く。若しくは地方税又は会計に関する事務を「租税に関する事務又は租税に關連するものとして政令で定める会計事務」に改め、各号を次のように改める。

一 税理士試験に合格した者

二 弁護士

三 公認会計士

四 次に掲げる者で、官公署における国税・関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この項、第四十八号の二第五項及び第四十九号の十七第五項において同じ。又は地方税に関する事務を管理し、又は監督することを職務とする職（その職務の複雑と責任の程度が当該職と同等であると認められる職を含む。）で政令で定めるものに在職した期間が通算して五年以上になるものうち、税理士試験審査会が、主として簿記に関する実務につきその必要と認める口頭による

試験を行なつて、第一号に掲げる者と同等以上の学識を有する旨の認定をしたもの

イ 官公署における国税に関する事務で政令で定めるものにもつばら従事した期間が通算して二十年以上になる者
ロ 官公署における地方税に関する事務で政令で定めるものにもつばら従事した期間が通算して二十五年以上になる者
ハ イに規定する期間を通算した年数の百分の百二十五に相当する年数とロに規定する期間を通算した年数とを合計した年数が二十五年以上になる者

第三条に次の一項を加える。

3 第一項第四号に規定する税理士試験審査会の認定に必要事項は、大蔵省令で定める。

第四号中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削り、同条第七号中「税理士業務」の下に「（第二号第一項の業務をいう。以下同じ。）」を加え、「処分が確定した日」を「処分を受けた日」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 公務員で懲戒免職の処分その他これに相当する処分を受け、当該処分を受けた日から三年を経過しないもの

第四号第九号中「処分が確定した日」を「処分を受けた日」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士、会計士

補若しくは計理士の登録のまつ消、弁理士の業務の禁止、司法書士の認可の取消し、又は行政書士の登録の取消しの処分を受けた者（弁理士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法、弁理士法（大正十年法律第百号）、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）又は行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。）

第五条から第八条までを次のように改める。

（試験の種類）

第五条 税理士試験を分けて、予備試験及び本試験とする。

（予備試験）

第六条 予備試験は、本試験を受けるのに相当な一般の学力を有するかどうかを判定することをもちつてその目的とし、国語及び社会について短答式（択一式を含む。以下同じ。）による筆記の方法により行なう。

（予備試験の免除）

第七条 次の各号の一に該当する者に対しては、予備試験を免除する。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校を卒業した者

二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）によ

る専門学校を卒業し、又は修了した者

三 高等試験予備試験又は司法試験第一次試験に合格した者

四 前三号に該当する者のほか、本試験を受けるのに相当な一般の学力を有するものとして大蔵省令で定める者

2 予備試験に合格した者に対しては、その後予備試験を免除する。

（本試験）

第八条 本試験は、税理士となるのに必要な専門的学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもちつてその目的とし、短答式による筆記の方法及び論文式その他短答式以外の方式（以下「論文式等」という。）による筆記の方法により行なう。

2 本試験は、予備試験に合格した者又は予備試験を免除された者に限り、受けることができる。

第八条の次に次の一条を加える。

（本試験の試験科目等）

第八号の二 本試験のうち短答式による試験は、次に掲げる五科目について行なう。

一 国税一般

二 地方税一般

三 税理士法

四 民法及び商法

五 会計学

2 本試験のうち論文式等による試験は、当該本試験に係る短答式による試験に合格した者及び当該本試験の開始の日の属する年前五年以内に短答式による試験に合格した者につき、次に掲げる五科目について行なう。

一 所得税法（国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）

二 法人税法（国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）

三 次に掲げる科目（イからニまでに掲げる科目については、それぞれ国税通則法その他の法律に定める関係事項を含む。）のうち受験者のあらかじめ選択する三科目

イ 相続税法

ロ 酒税法

ハ 物品税法

ニ 国税徴収法

ホ 地方税法のうち道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）に関する部分

ヘ 地方税法のうち事業税に関する部分

ト 地方税法のうち固定資産税に関する部分

チ 簿記

リ 財務諸表論

第九条第一項を次のように改める。

予備試験を受けようとする者は五百円、本試験を受けようとする者は千五百円をそれぞれ受験手数料として納付しなければならない。

第十号中「税理士試験審査会」を「税理士試験審査会」に改める。

第十一号を次のように改める。

（合格証書）

第十一号 予備試験又は本試験に合格した者には、それぞれ当該試験

に合格したことを証する証書を授与する。

第十二条第一項中「税理士試験委員」を「税理士試験審査会」に改める。

第十三条の見出しを「(税理士試験審査会)」に改め、同条第一項中「税理士試験委員(以下「試験委員」という。)」を「税理士試験審査会(以下「試験審査会」という。)」に改め、同条第二項中「試験委員」を「試験審査会」に改め、同条第三項中「試験委員」を「試験審査会」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 試験審査会に会長一人を置き、委員のうちから大蔵大臣が指名する。

第十三条第七項を削り、同条第六項中「税理士試験を行う」について必要な「を租税に關し」に、「試験委員」を「試験審査会」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中委員長及び常任委員「を」を「試験審査会」に改め、同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 税理士試験の問題の作成及び採点並びに第三条第一項第四号に規定する口頭による試験を行なわせるため、試験審査会に臨時委員五十人以上を置くことができる。

第十三条第八項を次のように改める。

8 会長は、試験審査会を代表し、会務を総理する。

第十四条の見出し中「委員長」を「試験審査会の委員」に改め、同条第一項中「委員長及び常任委員」を「委員」に、「後任の委員長又は補欠の常任委員の任期は、それぞれ」を「補欠

の委員の任期は、」に改め、同条第二項中「税理士試験の執行」を「税理士試験又は第三条第一項第四号に規定する認定を執行すること」に改める。

第十五条の見出し中「委員長」を「試験審査会の委員」に改め、同条中「委員長、常任委員」を「委員」に改める。

第十六条(見出しを含む)中「試験委員」を「試験審査会」に改める。

第十七条の見出しを「(税理士試験の細目等)」に改め、同条中「受験に關する細目については」を「執行並びに試験審査会の組織及び運営に關し必要な事項は」に改める。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第五号中「若しくは地方税又は会計に關する事務」を「若しくは地方税に關する事務又は国税若しくは地方税に關連するものとして政令で定める会計事務」に改める。

第二十四条の二第一項中「昭和三十七年法律第六十号」を削る。

第二十六条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「処分が確定したとき」を「処分を受けたとき」に改め、同項第四号中「第八号」を「第九号」に改める。

第二十八条第一項中「該當することとなつた場合又は第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第四十六条第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受け当該処分が確定した場合」を「該當することとなり、又は第四十五条若しくは第四十六条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合」に改める。

第三十条の見出し中「代理」を「税

務代理」に改め、同条中「税務代理を」を「税務代理第二項第一項第一号の業務をいう。以下同じ。」を「に、その行為について代理の権限を有することを明示する書面」を「その権限を有することを証する書面」に改める。

第三十一条中「左に」を「次に」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第三十三条の見出し中「署名押印」を「自署押印」に改め、同条第一項を次のように改める。

税理士は、税務代理をする場合において、租税に關する申告書等を作成して税務官公署に提出しようとするときは、当該申告書等に自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準又は納付すべき税額を記載した申告書であるときは、当該申告書には、あわせて本人(その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものである場合においてはその代表者又は管理人)が自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

第三十三条第二項中「税務書類の作成」の下に「(第二項第一項第二号の業務をいう。以下同じ。)」を加え、「署名押印しなければ」を「自署し、かつ、自己の印を押さなければ」に改め、同条第三項中「署名押印する」を「自署押印する」に改め、同項後段を削り、同条第四項中「署名押印」を「自署押印」に改め、同条第五項中「法人税法」の下に「(昭和二十二

年法律第二十八号)」を加える。

第三十三条の二を次のように改める。

(計算事項、審査事項等を記載した書面の添附)

第三十三条の二 税理士は、国税通則法第十六条第一項第一号に規定する申告納税方式又は地方税法第一条第一項第八号若しくは第十一号に規定する申告納付若しくは申告納入の方法による租税の課税標準等を記載した申告書を作成したときは、当該申告書の作成に關し計算し、又は整理した事項を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を、当該申告書に添附することができる。

2 税理士は、前項に規定する租税の課税標準等を記載した申告書で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申告書が当該租税に關する法令の規定に従つて作成されていると認めるときは、その審査した事項及び当該申告書が当該法令の規定に従つて作成されている旨を大蔵省令で定めるところにより記載した書面を、当該申告書に添附することができる。

3 税理士は、前二項の書面を作成したときは、当該書面に自署し、かつ、自己の印を押すとともに、税理士である旨を附記しなければならない。

第三十四条中「所得税法第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条第一項から第三項まで、法人税法第十八条若しくは第二十一条から第二十二條の五まで又は相続税法第

二十七条若しくは第二十八条の規定による申告書」を「租税の課税標準等を記載した申告書」に改める。

第三十五条第一項中「第三十三条の二第二項」の下に「又は第二項」を加え、「申告書について国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定」を「申告書に係る租税について国税通則法の規定所得税については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第二十四条第一項の規定を含む。又は地方税法の規定」に、「整理し、又は相談に應じている」を「若しくは整理し、又は審査している」に改め、「(国税局長)」の下に「又は地方公共団体の長」を加え、「課税標準、純損失の金額、雑損失の金額、欠損金額若しくは税額」を「課税標準等」に、「これらの額の」を「その」に改め、同条第二項中「所得税、法人税、相続税又は贈与税についての」を「国税通則法第八十三条第一項に規定する」に改める。

第三十九条を次のように改める。(会則を守る義務)

第三十九条 税理士は、その所属する税理士会の会則を守らなければならない。

第四十条第二項を次のように改める。

2 前項の事務所は、税理士事務所と称する。

第四十条に次の一項を加える。

3 税理士は、いかなる名義をもつてしても、二個以上の税理士事務所を設けてはならない。

第四十一条第一項を次のように改める。

税理士は、税理士業務に關して

帳簿を作成し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談（第二条第一項第三号の業務をいう。以下同じ。）の区分に応じ、かつ、一件ごとに、依頼者の住所及び氏名又は名称並びに事件のてん末を記載しなければならない。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（税理士の使用人等に対する監督義務）

第四十一条の二 税理士は、税理士業務を行なうため使用人その他の従業者を使用するときは、当該使用人その他の従業者を監督し、その業務の遂行に欠けるところのないよう必要な注意をしなければならない。

第四十二条の見出しを「公務員であつた者の税理士業務の制限」に改め、同条中「国税又は地方税」を「租税」に、「離職後一年間」を「離職後二年間」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の承認は、同項本文に規定する者において当該事件につき税理士業務を行なうことが当該事件に係る納税義務者の便宜を図るため特に必要であり、かつ、当該業務が適正に執行されることが確保であると認められる場合に限る、行なうことができる。

第四十三条の見出しを「（弁護士業務等を停止された者の税理士業務の停止）」に改める。

第四十四条中「左の」を「次の」に改める。

第四十五条第三項及び第四項を削る。

第四十六条第一項中「前条第一項又は第二項」を「前条」に改め、「第十三条の二」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、同条第二項を削る。

第四十七条を次のように改める。

（懲戒の手続）

第四十七条 地方公共団体の長は、税理士について、地方税に関し前二条の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を通知するものとする。

2 税理士会は、その会員について、前二条の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を報告しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、何人も、税理士について、前二条の規定に該当する事実があると認めるときは、国税庁長官に対し、その事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

4 前三項に規定する通知又は報告があつたときは、国税庁長官は、その通知又は報告に係る事件について必要な調査をしなければならない。

5 国税庁長官は、税理士について、前二条の規定に該当する事実があると認めるときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

6 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をしようとするときは、あらかじめ当該税理士にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

7 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をしようとするときは、税理士懲戒審査会の意見をきかなければならない。

8 国税庁長官は、前二条の規定により懲戒処分をするときは、その理由を附記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（調査のための権限）

第四十七条の二 国税庁長官は、前条第四項又は第五項の規定により事件について必要な調査をするため、当該職員に次に掲げる処分をさせることができる。

一 事件関係人若しくは参考人に出席を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出席を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

2 国税庁長官は、前項の規定により出席又は鑑定を求めた参考人又は鑑定人に対して、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を支給しなければならない。

第四十八条中「第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分が確定したとき」を「第四十五条又は第四十六条の規定により懲戒処分をしたとき」に改め、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（税理士懲戒審査会）

第四十八条の二 国税庁に税理士懲戒審査会（以下「懲戒審査会」という。）を置く。

2 懲戒審査会は、第四十五条又は第四十六条の規定による懲戒処分につき必要な審査を行なうものとする。

3 懲戒審査会は、委員六人をもつて組織する。

4 懲戒審査会に会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

5 委員は、国税又は地方税の行政事務に従事する職員、税理士及び学識経験者のうちから大蔵大臣が任命する。

6 会長は、懲戒審査会を代表し、会務を総理する。

7 第十四条第一項及び第十五条の規定は懲戒審査会の委員について、第十六条の規定は懲戒審査会についてそれぞれ準用する。

8 前各項に規定するもののほか、懲戒審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第四十九条の二第二項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「税理士の品位保持」を「会員の綱紀保持」に改め、同条の次に次の二号を加える。

六 会員の税理士業務に係る使用人その他の従業者に対する監督その他当該使用人その他の従業者に関する規定

七 会員の受ける税理士業務に係る報酬に関する規定

第四十九条の六中「事務所」を「税理士事務所」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第五十一条第一項の通知を行つた弁護士で税理士会の主たる事務所所在地を管轄する国税局の管轄区域内に法律事務所（法律事務所を有しない者にあつては、住所）を有するものは、その税理士会の会員たる資格を有するものとする。

第四十九条の七第一項中「税理士は」を「税理士又は前条第二項中「税理士」を「税理士又は前条第二項に規定する弁護士」に改め、同条第二項に規定する弁護士は「に改め、「提出したとき」の下に「又は」を加え、「又は第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたとき」を削る。

第四十九条の八を次のように改める。

（会員である旨の表示）

第四十九条の八 税理士が税理士会の会員となつたときは、遅滞なく、その税理士証票を当該税理士会に提出し、これに当該税理士会の会員である旨の表示を受けなければならない。税理士会の会員たる税理士が第二十八条第二項に規定する事由その他の事由により税理士証票の再交付を受けた場合において、その再交付を受けた税理士証票に当該表示がないときにおいても、また同様とする。

2 税理士が税理士会を退会したとき

き(第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたことにより退会したときを除く)は、遅滞なく、その税理士証書を当該税理士会に提出し、前項に規定する表示のまつ消を受けなければならぬ。

第四十九条の十二第二項中「国税若しくは地方税」を「租税」に改め、同条第二項を削る。

第四十九条の十三第三項中「税理士会に所属した税理士」を「税理士会の会員であつた者」に改める。

第四十九条の十四第二項中「税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督」を「税理士会の指導、連絡及び監督並びに税理士会の会員の指導及び連絡」に改める。

第四十九条の十五第一項第一号を次のように改める。

一 第四十九条の二第二項第一号、第三号、第四号、第八号及び第九号に掲げる事項
第四十九条の十五第一項に次の二号を加える。

四 税理士会の会員の綱紀保持に係る基準に関する規定
五 税理士会の会員の研修に関する規定

第四十九条の十六中「第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項」を「及び第四十九条の九から第四十九条の十二まで」に改める。

第五十条第一項中「課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴収猶予に関する申請書」を「課税標準

等に関する申告書等又は租税の申告期限、納期限その他の期限の延長若しくは租税の納付若しくは徴収に関する猶予に係る申請書(これに準ずる書類を含む)に改める。

第五十一条第二項中「第四十一条の下に、第四十一条の二」を加え、「第四十七条、第四十八条(税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く)を」第四十七条から第四十八条の二まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十三条第三項及び第三十三条の二第三項中「税理士である旨」とあるのは、「第五十一条第一項の通知を行なつた弁護士である旨」とする。

第五十三条第一項中「税理士又はこれに」を「税理士若しくは税理士事務所又はこれらに」に改める。

第五十七条中「第四十条第二項但書又は」を削る。

第六十条第一項中「左の」を「次の」に改める。

第六十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「第四十二条の下に」第一項を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項」を「第四十五条又は第四十六条」に、「処分が確定した」を「処分を受けた」に改め、同号を同条第三号とする。

第二十六条中「左の」を「次の」に改める。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 第四十九条の十九第一項若しくは第五十五条第一項の規定による報告を求められて、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第六十四条中「第六十一条第一号、第六十二条第二号又は前条第一号若しくは第二号」を「第六十二条第二号又は前条」に改め、同条の次の一条を加える。

第六十五条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第四十七条の二第二項第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分違反して、出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十七条の二第二項第二号の規定による鑑定人に対する処分違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条の二第二項第三号の規定による物件の所持者に対する処分違反して物件を提出しない者

附則第二十八項中「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削る。

附則第三十項から第三十六項までを削り、附則第三十七項以下を七項ずつ繰り上げる。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第三条及び第五条から第八条までの改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定、第九条から第十七条までの改正規定並びに附則第三十項から第三十六項までを削り、附則第三十七項以下を七項ずつ繰り上げる改正規定並びに次項、附則第四項から第六項まで及び附則第十七項の規定並びに附則第二十一項の大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)第四十一条第一項の表の改正規定中「税理士試験委員の項に係る部分」は、昭和四十年一月一日から、附則第十五項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の「税理士法(以下「旧法」という)第三条第一項第三号又は第四号の規定に該当する者で国税(関税、とん税及び特別とん税を除く)、地方税又は会計に関する事務に従事した期間が通算して二年以上になるものについては、これを改正後の「税理士法(以下「新法」という)第三条第一項第一号の規定に該当する者で同項ただし書に規定する要件をみたしたもの」とみなして、新法の規定を適用する。

3 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に旧法第四十七条第七号から第九号までに規定する処分を受けた者に係る「税理士」となる資格を有しない期間及び「税理士」の登録のまつ消については、なお従前の例による。

4 昭和三十一年十二月三十一日において旧法第七条又は第八条の規定により旧法第六条に規定する「税理士試験(以下「旧税理士試験」という)の同条に掲げる試験科目(旧法第七条第二項の規定により旧法第六条第一号に掲げる試験科目とみなされる試験科目(以下「廃止試験科目」という)を含む)につき試験の免除を受ける資格を有する者については、新法第五条に規定する「税理士試験(以下「新税理士試験」という)の新法第六条に規定する予備試験を免除するは、新税理士試験の新法第八条に規定する本試験(以下「本試験」という)で昭和四十四年十二月三十一日までに行なわれるものに限り、新法第八条の二第二項に規定する短答式による試験を免除し、かつ、同条第二項に規定する論文式等による試験(以下「論文式等による試験」という)の試験科目は、同項の規定にかかわらず、旧「税理士試験」の旧法第六条に掲げる試験科目(昭和三十一年十二月三十一日において旧法第七条第二項の規定に該当している者については、その者に係る廃止試験科目を含む)とする。この場合において、当該試験科目のうち旧法第七条又は第八条の規定により旧「税理士試験」につき試験の免除を受けることができるものについては、その申請により、試験を免除する。

5 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十四年十二月三十一日までに行なわれる

ものに係る新法第八條の二第二項の規定の適用については、同項中「合格した者につき」とあるのは、「合格した者並びに税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第九号)附則第四項の規定により短答式による試験を免除された者につき」とする。

6 新税理士試験の本試験のうち論文式等による試験で昭和四十一年十二月三十一日までにこなされるものにおいてその試験科目のうちの一部の科目につき大蔵省令で定める基準以上の成績を得た者に対しては、当該論文式等による試験で昭和四十一年十二月三十一日までにこなされるものに限る、その申請により、当該科目の試験を免除する。

7 施行日前に旧法第二十四條第五号に規定する行為をした者に係る税理士の登録の拒否については、なお従前の例による。

8 施行日前に旧法第二十五條第一項の規定による税理士の登録の取消しの処分を受けた者に係る当該登録のまつ消については、なお従前の例による。

9 施行日前に旧法第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた者に係る税理士証票の返還については、なお従前の例による。

10 旧法第四十條第二項ただし書の許可に係る税理士業務を行なうための事務所は、施行日から三年以内に閉鎖しなければならない。

11 当分の間、国税庁長官は、当該

地域の納税義務者の数に比して当該地域内に税理士事務所を有する税理士の数が著しく不足しているとき、その他特に必要があると認めるときは、新法第四十條第三項の規定にかかわらず、大蔵省令で定めるところにより、税理士事務所の新設を許可することができる。

12 国税庁長官は、前項の許可に係る税理士事務所について、当該許可をした理由がなくなつたと認められた場合には、これを取り消すものとする。

13 旧法第四十二條に規定する公務員で施行日前に旧法第二十一條第一項の規定による登録申請書の提出をしたものが税理士となつた場合における税理士業務の制限については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧法第四十五條第一項若しくは第二項又は第四十六條第一項の規定による懲戒処分を受けた者に係る当該処分の公告については、なお従前の例による。

15 税理士会及び日本税理士会連合会は、この法律の公布の日以後経過なく、それぞれその会則の変更につき必要な手続を行なわなければならない。

16 施行日において税理士会に入会している者は、同日以後経過なく、その税理士証票に新法第四十九條の八第一項に規定する表示を受けなければならない。

17 旧法附則第三十項の規定による税理士試験に合格した者については、これを新法第三條第一項第一号の規定に該当する者で同項ただ

し書に規定する要件をみたしたものとみなして、新法の規定を適用する。

18 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

19 税理士法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「なお」を「当分の間」に改める。
20 弁理士法(大正十年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第五條第三号中「第四十六條第一項」を「第四十六條」に改める。
21 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項の表中

中央酒類 審議会	大蔵大臣の諮問に 応じて、酒類の生 産、供給及び価格 に關する重要な事 項について調査審 議すること。
中央酒類 審議会	大蔵大臣の諮問に 応じて、酒類の生 産、供給及び価格 に關する重要な事 項について調査審 議すること。

中央酒類 審議会	大蔵大臣の諮問に 応じて、酒類の生 産、供給及び価格 に關する重要な事 項について調査審 議すること。
中央酒類 審議会	大蔵大臣の諮問に 応じて、酒類の生 産、供給及び価格 に關する重要な事 項について調査審 議すること。

税理士試験 委員	税理士試験を行 うこと。
税理士試験 委員	税理士試験を行 うこと。

理由

税理士制度の運営の事情にかんがみ、税理士試験制度の改善合理化及び税理士業務の範囲の拡充を行なうとともに、税理士となる資格、税理士の権利義務及び懲戒手続等につき所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官額綱三君。
○額綱政府委員 ただいま議題となりました公認会計士特例試験等に関する法律案及び税理士法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。
まず最初に、公認会計士特例試験等に関する法律案について御説明申し上げます。

現在、証券取引法の規定に基づく財務書類の監査または証明は、公認会計

士でなければ行なうことができないのでありますが、同法の規定に基づかない一般の監査証明は、公認会計士の附則により、計理士も行なうことができることになっております。しかしながら、今日わが国経済の現状を見ますと、資本市場育成の見地から投資家保護の徹底及び開放体制への移行に伴う企業経営の一そうの健全化が特に強く望まれているのでありまして、その財務書類の監査証明に当たる者の社会的地位と監査水準の全般的質的向上をはかることが急務とされているのであります。この要請にこたえ、かつ、従来からの計理士問題の経緯を考えると、現在、経過的に残されている旧計理士制度は、この際、これを廃止することとし、そのかわり計理士及び計理士登録延期者で、試験によって公認会計士の資格要件を具備すると認められる者に対しては、公認会計士に任用する道を開き、また、主として計理士業務を営む者で政令で定める要件に該当する者に対しては、認定により税理士となる資格を付与することが職業會計人制度の整備合理化にも資することが大きいと考えられます。また、現在の公認会計士試験第三次試験の実施状況等に鑑み、これに口述試験を追加する必要があると考えられますので、この法律案を提出することにした次第であります。
次に、この法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。
まず第一は、現在、公認会計士法附則第六十三條第一項または第二項の規定によりまして、計理士法廃止の際計理士であった者は、同法廃止後も、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受け

ることを条件として、計理士業務を営むことができることとなっているのでありますが、この制度は、昭和四十二年三月末日をもって廃止することといたしております。

第二に、計理士制度の廃止に伴いまして、昭和三十九年七月一日から昭和四十二年三月三十一日までの間、五回を限りまして、公認会計士特例試験を次の要領により実施することとし、その合格者には公認会計士の資格を与えることといたしております。

なお、計理士制度廃止の期限及び特例試験の期限である昭和四十二年三月三十一日については、問題の経緯等にかんがみ、これを厳守することとし、延長措置は一切行なわれない所存であります。

まず、公認会計士特例試験を受けることができる者は、大蔵省に備える計理士名簿に登録を受けている計理士及び計理士名簿への登録を受ける資格を有する計理士登録延期者に限定することといたしました。

次に、公認会計士特例試験の試験科目は、公認会計士となるのに必要な専門的学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するために、会計監査、税に関する実務を含む会計実務及び商法の三科目につきまして、筆記の方法により行なうことといたしました。

また、公認会計士特例試験の合格者を決定する場合におきましては、筆記試験の成績によりするほか、計理士の職にあった実務年数を、政令で定める方法によりまして、しんしゃくすることといたしました。

第三に、計理士業務を主として営む者に対して税理士の資格を付与する措

置であります。昭和三十九年四月一日現在において計理士名簿に登録を受け、計理士の名称を用いて、主として旧計理士法第一条に規定する計理士業務を営んでいる者のうちで政令で定める要件に該当する者につきましては、税理士法第十三条に規定する税理士試験委員の認定を受けることを条件といたしまして税理士の資格を付与する措置を講ずることといたしております。

第四に、公認会計士試験第三次試験に口述試験を追加することといたしております。現在、公認会計士試験第三次試験は、財務に関する監査、分析その他の実務について筆記の方法により行なわれているのでありますが、第三次試験の受験の要件とされております実務補習及び業務補助または実務従事の結果がよりよく反映されるようにするため、口述試験を追加して第三次試験制度を整備することといたしました。

なお、口述試験は筆記試験に合格した者について行ない、また、筆記試験の合格者には、その後行なわれる四回の筆記試験を免除することといたしました。

次に、税理士法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。現行の税理士制度は、昭和二十六年に施行された税理士法に基づくものでありますが、同法の施行後十数年間にわたる社会経済情勢及び税制の著しい推移にかんがみ、これらの推移に即応した制度を確立する必要があると認められるに至ったため、政府といたしましては、税理士制度各般にわたり根本的な再検討を加えることとし、一昨年に設けられました税制調査会において税理

士制度につき鋭意検討を加えてまいりましたが、昨年末、同調査会から税理士制度に関する答申を受けたのであります。政府は、この答申を尊重しつつ、さらに検討を加えた上、本法律案を提出することといたしました次第であります。

以下、この法律案の内容について、その大要を御説明申し上げます。

改正の第一は、税理士の職務が、中正な立場において、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現に資するといふ、重要な意義を有していることにかんがみ、税理士の地位向上とその業務運営の適正化をはかり、もって、納税義務者に対する税務援助について一その充実を期するため、所要の改正を行なうこととあります。

すなわち、その第一点は、税理士の業務について、その範囲を拡大することとあります。税理士業務の対象となる租税の種類は、現在、所得税、法人税等の特定の税目に限定されておりましたが、物品税等の間接税におきましても申告納税制度が採用されていることとでもありますので、登録税、印紙税及び地方税のうち法定外普通税等の特殊例外的なものを除いては、広く国税及び地方税の全般を対象税目とすることといたしております。

次に第二点は、税理士業務に新たに二つの制度を加え、納税者の信頼にこそうこたえることといたしましたこととあります。

その一つは、税務書類の審査に関する書面添付制度の創設であります。すなわち、税理士が、納税者の作成した申告書について、納税者から相談を受けてこれを審査し、その申告書が適正

に作成されていると判断した場合に、その旨を記載した書面を申告書に添付することができるよう制度を設けたのでございまして、これによって表明された税理士の専門的な意見を尊重するため、この書面の添付のある申告書について税務官公署が更正しようとするときは、あらかじめ当該税理士の意見を徴しなければならぬことといたしております。

その二は、会計業務に関する規定の新設であります。税理士の業務は、会計業務を基礎とする面が多いのでありますので、今回、税理士は、付随業務として、税理士の名称を用いて、財務書類の調整、財務に関する相談等の会計事務を行なうことができる旨を明らかにいたしましたこととあります。

次に、第三点は、納税者が税理士に税務代理を委任した場合、税務調査に際して税理士が立ち会うことが納税者にとって望ましいわけでありまして、このために現在税理士に対する調査の事前通知の制度について、この通知の対象となる税目の範囲を現行の所得税、法人税等に限定している点を改め、すべての税目にこれを拡大することとし、納税者に一そのの安心感を与えることといたしております。

次に第四点は、いわゆるにせ税理士行為の発生を防止して、税理士業務の運営の適正化に資するため、税理士事務所の設置を一人一カ所に限定する原則を一その徹底させるとともに、税理士事務所につき統一的な名称を付することとし、また、税理士の使用人に対する監督義務に関する規定を新設する等の改正を行なうことといたしております。

次に第五点は、税法がしばしば改正されることも関連いたしまして、税理士業務の適正な遂行に誤りなきを期するとともに、税理士の資質の一その向上をはかるため、日本税理士会連合会の統一的な管理のもとに、税理士に対し定期的に所要の研修を行なうこととするための改正を加えることといたしております。

次に第六点は、税務職員から税理士となつた者に対し、税理士業務の一その適正化をはかるための改正であります。すなわち、現在は税務職員であった者は、離職後一年間、離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行なつてはならないとされているのであります。が、今回この制限期間を離職後二年間に延長するとともに、現行の例外措置を一その縮小し明確にすることといたしております。

次に第七点は、税理士に対する懲戒処分について、運営の適正化に資するための改正であります。すなわち、懲戒処分の手続を一その慎重にするため、新たに国税庁に懲戒審査会を設け、国税庁長官が懲戒処分を行なうに際しては、あらかじめ、この審査会の意見を必ず徴することに改めるとともに、懲戒処分の効力は、懲戒処分をした時から発生することを明らかにいたしております。

次に、改正の第二の眼目は、税理士業務の定義について、誠実な納税運動の推進に支障のないよう配慮しつつ、所要の改正を行なうこととあります。

すなわち、税理士業務は、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の三つからなっておりますが、現行規定

にはあいまいな点があります。ため、税理士の独占業務としての税理士業務の範囲に明確さを欠き、ために、業務の取り締まり及び納税者団体等による誠実な納税運動の推進に支障が見られますので、両者の調整をはかりつつ、規定の整備を行なうこととしておるのであります。これにより、税務代理には代理及び代行を含むこと、税務書類には通常の決算書類は含まれないこと、また税務相談には申告に際しての個別相談をいうこと等を明らかにしているものであります。

次に改正の第三の眼目は、税理士となる資格についての改正であります。現在の制度では、弁護士及び公認会計士のほか、税理士試験を経て税理士の資格を与えることとしておりますが、税理士試験は、一般試験と特別試験とに区分されて行なわれております。一般試験と申しますのは、まず受験資格を一定範囲に限定した上、税法と会計学につき、行なうものであります。また、特別試験と申しますのは、一定の実務経験を有する税務職員等について、実務を主とした事項につき、行なうものであります。

このような現行の税理士試験のうち、一般試験につきましては、本試験一本で、しかも科目別に合格を判定することになっており、かつまた、数多くの一部科目の免除制度がありますために、制度が複雑になっていいるほか、受験者の数もきわめて多く、勢いその試験問題もいたずらに暗記力にたよるむずかしい試験になりやすく、反面、実務応用能力を十分に反映しがたい欠陥があり、職業専門家としての資格を判定する試験方法としては、必ずしも適当でない面がありました。

そこで今回、他の立法例をも参考といたしまして、整備改善をはかることといたしました。

すなわち、まず、一般試験については、受験資格の制限を廃止した上、これを一般的教養を有するかどうかを判定するための予備試験と、税理士となるのに必要な専門的知識及びその応用能力を有するかどうかを判定するための本試験とに分け、この場合本試験は、実務応用能力の判定に重きを置くこととするため、まず、基礎的な素養の判定を短答式試験によって行なった後、その合格者について、試験場税法書を備えつけて、実務応用問題についての試験を行なうこととし、合格者の決定方法は、総合点主義によるものといたしております。なお、一度短答式による試験に合格した者は、その後五年間は、短答式試験を受けることなく、実務応用問題による試験のみを受ければよいことといたしております。

この改正案による税理士試験は、昭和四十年から実施することといたしておりますが、従来の試験による一部科目の合格者等に対する既得権を十分尊重するとともに、この試験制度の改正により受験者に与える影響を緩和する趣旨から、所要の経過措置を講ずることといたしております。

次に、税務実務経験者に対する資格付与のあり方に関する改正であります。わが国の他の職業専門家に關する立法例や外国の税理士制度等を見ますと、行政庁に対する事務折衝を中心とする職業専門家の場合には、通常の試験制度のほか、当該行政庁において一定の実務経験を積んだ者を資格者のうちに含めている例が多いのであります。また、現在の税理士制度では、勤続十年ないし十五年の税務職員に対しては、一般試験において、税法の試験を免除することとしており、さらに、勤続二十年、地方税職員の場合には二十五年以上の税務職員に対しては、一般試験にかえて、会計に関する実務を中心とした特別税理士試験のみを行なうことといたしております。

そこで、今回、右のような試験免除に関する現行の特例等を整理するとともに、職業専門家に關する他の立法例を参考として行政庁における専門的実務経験を重視した改正を行なうことといたしました。

すなわち、税務官公署における国税事務にもつばら従事した期間が二十年以上、または地方税事務にもつばら従事した期間が二十五年以上になる者であつて、かつ、当該事務を管理、監督する一定の責任ある地位にあつた期間が五年以上になる者のうち、税理士試験審査会により、主として簿記に關する実務につき、その必要と認める口頭試験によつて、税理士試験合格者と同等以上の学識を有する旨の認定を受けたものについては、税理士となる資格を付与することといたしております。

その他、税理士試験の実施機関として、税理士試験審査会の制度を設けることといたしたところ等、所要の整備改善をいたした次第であります。

以上が公認会計士特例試験等に関する法律案及び税理士法の一部を改正する法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○山中委員長 次にて提案理由の説明は終わりました。両案に対する質疑は次会に譲ります。

○山中委員長 次に、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案及び安宅常彦君外九名提出の国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

○平林委員 私は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

○平林委員 私は企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

すけれども、今日までの資産の再評価についての経過といふか、それを御説明いただきたいと思ひます。そしてその経過の中における問題点などございましたらば、この機会にお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。資産再評価法は、お話のとおり昭和二十五年に成立いたしました。資産の再評価を行なうことによりまして、適正な減価償却を可能にいたしまして、企業経理の合理化をはかりますとともに、経済の正常な運営に寄与することを目的としておたつたわけでございます。その後お話のとおり、昭和二十六年に第二次、二十八年に第三次、続いて資本充実法によりまして再評価の強制をいたしました。また中小企業につきましても、三十二年に資産の再評価をいたしております。

そこで、その三回ないし四回にわたります再評価の実施状況について簡単に数字を御説明申し上げます。昭和二十五年の第一次の再評価におきましては、再評価を実施いたしました法人の数が三万三千三十六社でございまして、その会社が資産再評価をいたしました帳簿価額との差額、要するに再評価差額と呼んでおりますものが六千二百七十七億円のほりました。次の昭和二十七年の第二次の再評価におきましては、再評価を実施いたしました法人の数は四千三百一社、再評価差額が九百八十一億円でございまして、それから昭和二十八年の第三次の再評価におきましては、再評価を実施いたしました法人が一万二千五百四十七

社、再評価差額が六千三百三十五億円でございします。そのうち資本充実法によります強制再評価によりまして再評価を実施しましたものが千七百九十一社、再評価差額が五千五百五十七億円でございします。

最後に、中小企業につきましては、再評価を実施いたしました法人数が四千八百二十社、再評価差額が百四十二億円でございします。

ただいま申し上げましたような経過によりまして、再評価差額の総計が一兆三千四百三十五億に相なっております。この一兆三千四百三十五億ににつきまして、そのうちから再評価の税を払ったり、あるいは決算の赤字を埋めまじたりいたしました数字が八百八十五億に相なっておりますが、一兆三千四百三十五億からその八百八十五億を引きました残りの金額のうち資本に組み入れられた額が五千四十一億に相なっております。したがって資本の組み入れ割合が四〇・二％ということになっております。再評価差額に對しまして約四〇％の資本組み入れを行ないました。現在のところ、再評価積立金の残額が七千五百九十億円でございします。

以上、経過を御説明申し上げます。

○平林委員 ただいまのお話で大体の経過はわかりましたが、今日までに発生して積み立てられた再評価の積み立て金は一兆三千四百三十五億。この中で資本に組み入れたものが五千四十一億。とりくずしが、いまの御説明ですと八百八十五億というお話でございしますが、昔、私この問題について検討したときは、とりくずしだけで

千九億という資料を承知しておるわけなんですけれども、いまの説明ですと、とりくずしが八百八十五億と相なっております。その点が私の調査した資料と少し数字が違うのですけれども、とりくずし額について、どうしてそういう違いになったのでしょうか。

○吉岡政府委員 お話しした千九億という数字は、実は私も承知いたしておらないわけですが、私どもの資料で計算をいたしましたところ、三十八年九月末現在でございしますが、八百八十五億ということになっております。

○平林委員 もう一回私説明申し上げますか。

これは昭和三十四年二月当時の大蔵省の資料で私読んでいたわけですが、昭和三十四年当時発生した再評価積立金は、いま説明がありましたように一兆三千四百三十五億にございしました。その中で資本に組み入れたものは二千七百七十七億であります。いまのお話では、これが五千四十一億に相なっておりますから、今日までの間に相当資本の組み入れが行なわれたということでは数字をもっと明らかにいたします。しかし同時に、当時の大蔵省の資料によりますと、とりくずしが一千九億に相なっております。具体的内容まで申し上げますと、再評価税の納めた額が大よそ五百億に相なり、欠損補てん再評価資本を譲渡した場合に、評価額の減額で売れなかった場合の譲渡損失評価減、その他合計で一千九億、こうなっております。私、これだけ知っておるわけですから、大蔵省の数字であることは、間接的にあなたもお

わかりになると思うのですが、一千九億に相なっている。いまのお話ですと八百八十五億。これは要するに同じように計算をされたと思うのですけれども、少し食い違いがございしますから、それがどういう理由であるかというところをお尋ねしておるわけでありす。

○塚本説明員 御説明申し上げます。本表は再評価差額の一兆三千四百三十五億と資本の組み入れ額の五千四十一億、それから再評価積立金の残高の七千五百九十億、そこから再評価税及びとりくずし額の八百八十五億というものを推計をしたわけにございす。最近、いわゆる全体の任意に再評価いたしました再評価積立金につきましての報告をしております。その中で、我が国の統計の原表から推計をいたしましたわけにございす。その中には、再評価積立金から資本に入れたものなりや、または資本準備金に入れたものなりや、その辺不明確なものも若干ございすので、その辺が八百八十五億と約一千億の差額になって出ておるのではないかと推定をされます。この点につきまして、後刻調査をいたしまして、また御報告申し上げます。

○平林委員 これは同じ大蔵省の資料でありますから、多少古い資料ですが、けれども、少なくとも前に提出された資料と、きょう説明された資料とは、かなりの違いがございします。これはどういうわけかというところは、ひとつ再調査をしていただきたい。大体、せっかく資本の充実ははかるために資本の組み入れをするという諸般の措置を講ぜられながら、とりくずしがあること

は、まことにけしからぬ。私、そう思っております。そのとりくずしの理由などについて検討をしておったのです。いまお話を聞きますと、当時から比べると、ばかに少ないものですから、あなたのほうの資料にちょっと疑問を感じました。この点はひとつ再検討をしていただきたいと思うのであります。そうでないと、いまお話しになりました組み入れ率が四〇％とか何とか言われても、どうもそれを信頼するといふわけにはいかなくなるわけです。念のために当時の組み入れ率は、全法人の調査で一七％であつた。いま四〇％になっておる。相当の組み入れ率になっておるけれども、基礎になつておる、とりくずしの額が、私の調査したところと、いまの説明と違つておつたのでは、正確な組み入れ率といふわけにはいきません。ひとつ再検討していただきたいと思うのであります。

そこで、今回の法律の提案理由によりますと、「いまだ再評価積立金の最終処理を行なっていない会社がかんりの数にのぼっている」こういうふうに書いてございしますけれども、大体どのくらいございしますか。その現状について御説明をいただきたいと思うのであります。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。

現在のところ、まだ最終処理を行なつておらない会社は千二十八社ございします。

○平林委員 この法律の対象になる会社はどのくらいになりますか。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。

昭和二十九年に再評価を強制いたしましたときに、千七百九十一社あったわけにございしますが、現在はただいま申し上げました千二十八社になっておるわけにございします。

○平林委員 私のお尋ねしておりますのは、今度配当の制限などを行ないますね。それによつて、すでに八〇％以上資本の組み入れをしてる会社も、その千二十八社の中にはあるのにございします。そしてまた、この配当制限に触れないところの会社もあるわけでしょう。そういうものを除いて、実際の法律の対象になるところの会社は幾らで、大体その資本の組み入れ額はどのくらいに想定しておるか、こういうことを明らかにしてもらいたいのであります。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。

ただいまのお尋ねの、実際にこれにかかると申しますか、そういう意味の会社は約四百十九社程度と想定をいたしております。

○山中委員長 吉岡君、質問の意味はよくわかつてゐるかな。

○塚本説明員 お答え申し上げます。

今回の改正によりまして、いわゆる資本充実法によつて配当制限を受ける会社は、再評価積立金のうちで八〇％以上の組み入れをしていない会社か、または再評価積立金の残額が現在の資本金に對して一〇％以下になつていない会社か、いずれかの会社が今回の法律に実質的に該当するわけにございします。その数字が、いま局長から申し上げます。現在、再評価積立金を持つております会社は、全体で千二十八社ございします。

が、そのうちで、いま申し上げましたものに該当する会社は、全体で四百十九社ということになるわけでござい

す。
○平林委員 組み入れ額はどのくらいかと聞いている。

○塚本説明員 これはお手元に資料を差し上げてございしますが、いわゆる組み入れ割合ごとと申し上げますと、資本組み入れ割合が三〇%未満の会社、これが千二十八社のうち三百十九社ござい

す。たとえば電力のごときは三八・三%、また倉庫業ですか、二七・一%、陸運で二二・四%、洗ってみると、大体こういう企業におきましては非常に組み入れ率が悪いのでありますけれども、どういう理由でござい

しょうか。
○吉岡政府委員 お答え申し上げます。お話のように、全体の平均といたしましては、資本の組み入れ割合が四〇%であるわけでござい

ますが、業種別に見ますと、お話のように電力、陸運、倉庫業というようなものが平均以下と申しますか、組み入れ比率が低いわけ

でございます。いろいろな理由があるろうかと思ひますが、一つの大きな理由はやはりこれらの業種が料金を、統制と申しますか、料金を押えられて

おる、したがって資本金に組み入れにくい収益状況にあるというようなことが一つの原因かと考えております。

○平林委員 自己資本の充実についてはどういう方法がござい

ますか、総合的に政府がお考えになっておる政策なり方法なりにつきまして御説明をいた

だきたいと思ひます。
○吉岡政府委員 お答え申し上げます。企業の自己資本を充実させることは、特に開放経済体制を迎えまして必要であるわけでござい

ますが、企業側から増資をしやすくするといふ面と同時に、投資者の側から増資を消化するといふ面もございます。増資の促進策があらうかと思ひます。増資の促進策につきましては、ただいま申し上げました企業側の方策といたしましては、配当軽減と申しますか、配当に対する課税を普通の法人税よりも軽減いたしまして、企業の増資負担を低くして増資をしやすくするといふような一連の政策をとつてまい

っております。それから増資を受け入れる側の、投資者の側につきましては、今回の税制改正でも投資信託について特別の税制をとるといふようなことで、投資者側からも投資しやすくするといふような方策をとつておるわけでござい

ます。
○平林委員 もう一つ方法があるでしよう。現在の企業は非常に借り入れ金が多い、この借り入れ金を社債に切りかえるといふような手段によつて企業資本の充実をはかるという方法がある。これには社債市場を育成するとい

う手段がどうしても必要であると思ひますけれども、この社債市場の育成につきまして政府の考え方はどうな

つておるのか。
○吉岡政府委員 お尋ねが自己資本の充実というお話でございましたので、お答えを申し上げます。ただいまお話のとおり企業の経営を安定させますために、他人資本の中でも長期に安定した社債の割合を広げていくとい

うことは大事なことでございまして、したがって社債につきましてもできるだけ短期の借り入れ金等でやることをやめまして、社債の部分

を大きくしていきつうようなことが望ましいと考えております。ただ社債市場の育成につきましましては、いろいろむずかしい問題があること御承知のとおりでござい

ます。金利の問題その他いろいろの問題がありますが、その中でも従来から社債の大型化その他を通じて、社債引き受け金融を拡大する、い

ろいろな面で社債が単に金融機関だけに消化される点を、もう少し個人消化をさせるように証券会社等の指導もいたして

おります。社債市場をできるだけ拡大をしていく方向に努力をいたしておるわけでござい

ます。
○平林委員 努力の方向はわかるけれども、具体的に何か最近政府が特に力を入れてやるというようなことはござい

ませんか。これはあなたに聞いてもわかんぬけれども、政府の当事者としていかがでしようか。
○吉岡政府委員 お答え申し上げます。社債市場の育成は非常に長い間の懸案と申しますか、従来からの重大な問題であるわけでござい

ます。特に昨年から社債の消化を円滑ならしめるためには流通が十分にいく必要があるわけでありますが、その一助にもなりますように、非常に小さな金額のこ

ま切れの社債が出ておるといふような状況を直します意味で、できるだけ社債の大型化、銘柄の簡素化につとめてきておるわけでござい

ます。そのほか、従来から消化しておらなかったような一般都市銀行以外のいろいろな金融機関、投資機関、機関投資家等にも社債の消化をすすめるという

ようなこととでいろいろ努力をいたしております。また昨年から日本銀行が社債の引き受けにつ

いての金融の道を講ずることといたしまして、社債をいろいろな方面に消化をいたします際に多少の売れ残りができる、その一時的な売れ残りに対する金融の道をつけるという

ようなことも実施をいたしておるわけでござい

ます。
○平林委員 今回の再評価積立金を資本に組み入れることによつてどうい

う経済的影響がござい

ますか。
○吉岡政府委員 お答え申し上げます。再評価積立金を資本に組み入れますことによつてどうい

う影響があるかといふお尋ねでござい

ますが、一応企業の資本に組み入れますことによりまして、いわゆる過小資本が是正をされま

して、名目的な高収益率とかあるいは高配当率とい

うようなものが適正化されることになりまして、企業の経営が健全化するわけ

であります。もう一つは、積み立て金から資本に組み入れるだけでは実

は勘定科目の変更だけでありますけれども、実際には資本金に組み入れます前に、過去の実績を見ますと、必ず抱き

でございます。こういうようなものには、そういう意味での誤解を招くことにもなりますので、なるべく早くそういう意味でも清算をしたほうがいいということもあるかと思ひます。

それから一般の投資家の側からいいますと、資本組み入れをすることにしまして、株主としての持ち分がはつきりすると申しますか、いままでは会社の内部にありまして含みとして株主に反映するというような意味で株主のものであったわけでありまして、それが非常にはつきりすることは明らかでございます。

それから先ほど申し上げましたような名目的な収益率、配当率というようなものが是正をされて、非常に適正な配当率なり収益率なりがはつきりいたすわけでございます。そういう意味で、一般投資家も投資の判断をいたします際に非常に適正な判断ができるという効果が出てくるかと思ひます。それから第三番目に、株式市場に対してどういう影響があるかという点でございますが、再評価積立金の資本組み入れによりまして、先ほども申し上げましたように、同時に有償の抱き合わせ増資が行なわれるというように実績がございまして、そういう意味で株式市場にもある程度の影響があらうかと思ひます。ただ今回の改正規定によりまして必要となります増資の金額は、過去の実績によりまして二割の無償に對しまして、大体八割の有償増資が行なわれると想定いたしますと、今回の改正の第一段階、最初の二年間でございまして、大体無償増資が約五十億円、過去の比率でこれに対する有償増資が約二百十億円というように推定を

いたしております。第二の段階で、無償増資が約四十五億円、有償増資が約百九十億円というように想定をいたしております。したがって、株式市場にある程度の影響はございますが、全体の一年間に五千億ないし六千億の有償増資をやっております株式市場に対してはほとんど影響のない数字になろうかと思ひます。

○平林委員 何回か議院に提出された同じ法律案によりまして、再評価積立金がそれぞれ資本に組み入れられておる傾向につきましては、先ほど私がお尋ねしたのに対する政府の説明でわかりますが、この法律によりまして、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度以降一体どうするかという点が明らかでありません。あらためて追って法律で定めるといふような提案説明がございすけれども、再評価積立金の処理について最終的にどういう考えを持っておるかというのをこの機会に明らかにしておいていただきたい。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。再評価積立金は、本来資本に準ずると申しますか、実は再評価をいたしたときに、資本に組み入れるべき性質のものであると考えております。したがって、なるべく早くこういう措置は終結をすることが望ましいと考えておりますが、今回まで漸進的にやっておりますが、今回まで漸進的にやっておりますが、いまさらしたゆえんは、やはり経済情勢あるいは企業の収益力というようにものを勘案しながら漸進的にやっておりますが、いまさらしたゆえんは、昭和四十三年三月三十一日を含む事業年度以降どうするかという問題であります。

すが、ここまで進んでまいりましたので、今後の三年間におそらく大体の資本組み入れの措置は終了いたしましたし、お話のときにはおそらく最終処理ができるのではないかと、実は私もこのようにしては考えておりますが、それまでの経済情勢、企業の収益、あるいはそれまでの資本の組み入れ状況等を検討いたしまして、最終的に決定をいたしたいと思ひますが、なるべく早く最終処理を行ないたいという気持ちで対処してまいりたいと考えております。

○平林委員 最終的の処理の場合に、なお情勢を検討してやるというのでありますが、政府としてはこの機会にどういふふうにするかということ明確にしておいていい段階ではないかと思うのですが、具体的にこれをどういふふうにするかというお考えはございせんか。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。ただいま申し上げましたように、できるだけ早い機会に最終処理をいたしたいというつもりではありますが、三年後にはたして最終処理を必ずするところまで実は確信を持っておりません。ただ気持ちとしては先生おっしゃるようにより早く最終処理をすべきものだと考えております。ただそういう場合に先ほど御質問のありました電力、陸運、倉庫というような特殊の業種についていろいろ問題が起こるかもしれないと思ひますが、そういう問題も含めまして、三年後にはできるだけ最終処理をしたい方向で検討いたしたいと考えておるわけでございます。

○平林委員 まあこの程度にしておき

ましよう。

そこで、問題は、今日まで日本の経済の体質改善という意味で長い間議論をされてまいりました中で、私も全般的に見ますと、日本の企業が工業において非常に著しい発展をしておることは確かにそのとおりだと思ひますけれども、その基礎の道路、港湾が整備をされておらないとかあるいは農業や中小企業が非常に困窮をしておるのと、こういう企業の、日本の経済の体質という点が現在でも残されておる。これは忘れてならぬことだと思ひますのであります。同時に資本主義経済の中におきましては、大企業金融によって動かなければならぬというのが原則でございますけれども、最近この金融政策、実際に経済を動かしておるかどうかということになりますと、かなり議論しなければならぬ点があります。また経済が量的に成長したといひまして国民の所得分布の点では、高所得者がふえたことは事実であるが、一方において低所得者が依然として多い。こういう問題はどうする、現在春闘ということではいろいろ議論されておりますけれども、勤労者の賃金引き上げをはじめとして、また組織労働者にあらざる国民の所得水準という点もなおわれわれは注目しなければならぬ点があると思ひます。企業自体を考えてみますと、当面問題になっておる自己資本が充実していないという点がございまして、各般の措置を講じなければならぬ。そのためには幾つかの方法があることは先ほどお話になったとおりですけれども、私はその問題をしばらく、企業資本の充実という目標に対して現在の企業の資本構成というものは

どういふふうになっておるかということとを、この機会にひとつ法律に關連いたしまして明確にしておいていただきたい。企業の資本構成の現状について正確にひとつお話をいただきたいと思ひます。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。現在わが国の企業の資本構成がどうなっておるかというお話でございますが、御承知のとおり戦前に比べまして、諸外国に比べまして、企業の自己資本の比率は非常に低いと申します。戦前の昭和九年ないし十一年の企業の資本構成を見ますと、自己資本が大体六〇％以上、六一％程度になっております。ところが最近、年によって多少の変動はありますが、自己資本比率というのは逐年低下をいたしてまいりまして、借入れ金等の他人資本が激増しておるわけでございますが、三十七年度の統計で見ますと、法人企業統計によりまして、自己資本比率は二五・三％にまで落ち込んでおります。それからまた外国におきまして自己資本の比率を見ますと、アメリカ及びイギリスでは、戦前戦後を通じて六〇％程度でございまして、西ドイツにおきましてはある意味で日本と同じような状況にあったわけでございしますが、西ドイツにおきましてはなお四〇％余りの自己資本比率を有しております。そういう意味でわが国の企業の自己資本比率、資本構成は、戦前に比べまして、諸外国に比べまして、非常に低いところにあるわけでござい

ます。

○平林委員 確かにいまお話になりま

したように、昭和九年から十一年当時の自己資本比率が六〇・七％くらい、他人資本が三九・三％程度でございまして、だんだんにそれが悪くなつて、現状はただいま御説明にあつたとおりでございませうけれども、一体政府としては、しからばどの程度にまで諸般の施策を講じて資本構成の割合を持つていこうとするのか、そういう計画などはあるのですか。その目標といたしまして、ただ私はこういう資本構成の割合が悪くなった原因を単純に考えるわけにいかない、いろいろな要素が含まれていて、思ふのでありますけれども、それはさういふ議論は別にいたしまして、政府自体としては企業資本の充実、資本構成の改善というからには、一つの目標があると思ふのですけれども、その目標は一体どの程度に置いてやつていこうとするか、そういう具体的な計画がおりになるのかどうか、これをひとつお答え願ひたいと思ひます。

○吉岡政府委員 お答え申し上げます。

企業の自己資本比率が高いことが、企業の経営の安定をはかる上に非常に必要なことは申すまでもないことである。したがって自己資本比率がでるだけ高いことが望ましいわけでありまして、外国の例等を見ましても、自己資本の中でかなり内部留保の比率が高いわけでございます。内部留保につきましても、内部留保をなるべく厚くしなければなりませんけれども、アメリカ等の企業が何十年かかつて蓄積をいたしました内部留保に、すぐさま追いつくというようなことは、なかなか困難なことであらうかと思ひま

す。したがっていま一挙にアメリカ並みの六〇％までを目標にするとかいうようなことは無理でありますし、何％が最も適当かというような問題は非常にむずかしい問題でございまして、そういう意味での具体的な目標というものには別に持つておりませんけれども、少なくとも戦前、あるいは外国を通じて見ましても、いまの企業の自己資本比率がきつめて低いことは明らかであります。できるだけこれを上げていく方向に向かつていくべきだと考えております。お尋ねの端的なお答えといたしましては、何％というような目標はきつめてむずかしい問題でもあり、はつきりしたさういふものを持つておるわけではございませぬ。

○平林委員 企業資本の構成について今後どういふ目標を立ててやるか、政府でも、あるいはいろいろな角度から検討する経済学者の間でも、いろいろ議論のあることは事実でありますけれども、ただ私は、今日企業資本が、自己資本と他人資本の割合が非常に悪くなつてきておるという原因は、しばしば申し上げておるように日本の経済の発展が非常に早かつたということと、それから一番問題なのは、まあ話になつた外国の例と比較して、わが国の場合、企業の内部資金の範囲を越えて、はるかに大きな投資が行なわれて、そこに一番大きな原因があると思ふのであります。ですからそのほかにも、外部資金に依存するという企業経営者の考え、それから金利、金融市場の関係もあるでしょうけれども、日本の産業資本家の中でも全般的にながめるという、なるべく外部資金にたよらず、自己資本で、しかも成果をあげて

いる会社だつてあるわけですから。しかもそういう方策にたよらず、政府が太鼓をたたいた高度成長政策によつて、やたら他人資本を借りて見せかけだけを大きくして、そして盛んな設備投資をやつた。それに今日の企業資本について非常に悪い条件におちつた原因がございまして、さういふ問題を抜きにしてただ目標だけをあげるというところは、私もあまり賛成しないところでありまして。しかしさういふ問題についてはいづれ議論する機会もございまして、さういふことはやめなければならぬ。この法律について基礎的な問題についての質疑は私一応留保いたしておきます。検討した後にまた私どもの見解を申し上げたいと思ふのです。きょうはこの程度にいたします。

○山中委員長 税制に関する件について調査を進めます。

○只松委員 一般の質問に入る前にちよつと国税当局のお考えを伺いたいと思ひますが、私がいままで二、三回徴税問題その他を中心にお聞きしました。あとで多少お話を申し上げますが、私はその答えが正しい答えだとは決して思つておりません。そういう点を順次きようなり、その次なり明らかにしてまいりたいと思ひますが、国税当局は国会ですべて誤りのない答弁をされた、こういうふうにお思ひになつておりますか。また国会というものを国民の最高の立法の場としてお認めになり、それに十分なる敬意を払い、それに對する態度をとつておられるかどうか、まずお伺いをいたします。

○木村(秀)政府委員 私は国会におきましては、誠意をもつて御答弁申し上げておるわけでありまして、まず誤りはないと信じております。

○只松委員 それでは三月三日に私が幾つか御質問をいたしてはおりますが、その中で四つほど資料の請求をいたしております。木村さんが、二つ追つて資料を提出いたします、こういう答弁をされ、泉さんもされておりますが、その後きいております。このことは国会軽視もはなはだしい問題である。一私個人だけではなくて、本委員会として出をしない、こういうことに至つては、この委員会並びに国会の権威にもかかわることだと思ひます。なぜ今日に至るも私の要求した資料を提出しないか、その答弁を求めます。

○木村(秀)政府委員 資料として提出を要求されましたものは、私の記憶いたしますところでは、資本金十億円以上の欠損会社が一社だけくらいあるか、それからそのうちで二年以上にわたつて欠損を続けておる会社がどれくらいあるか、それからさういふ欠損法人に對して実際の調査の割合はどうなつておるかというふうな資料だと存じますが、これは三月の四日か五日ごろに、調査課長が只松委員のところへ持参をいたしておると記憶いたしております。

○只松委員 その一部は確かにいたしておられます。しかし全部はいたしておりません。そのほかにもこまかいことですが、私は質問をいたしておいて、答弁とかいろいろな返事があつたのであります。時間もございませぬので、一々ここでこまかいことは申し上げませぬけれども、資料を要求したならば、ひとつ正確な資料を今後ぜひうちに提出する、こういうふうにしていただきたいし、委員長としてもひとつお取り計らいをいただきたい、このようにまず要望をいたします。

まず最初に、私は徴税問題の中で、こまかい問題でございませうけれども、今回国税局が一般的にも行なつておりますが、特に大工、左官さん、こういう人々に対して広範な徴税の調査資料の提出を求めております。この求め方は各税務署によつても非常に異なり、大体三十五万円をランクを引いて提出を求め、ある税務署では五十万、ある税務署では七十万、こういうランクで調査を行なつておりますが、この大工、左官に對する調査はどういう目的でおやりになつておりますか。またこういう類の調査をどういふ職業の分野にわたつて行なつておられますか、ひとつお聞きをいたします。

○木村(秀)政府委員 大工、左官、とび職等の方々の所得につきましても、それが給与所得に所属すべき部分と事業所得に属すべき部分とをなかなか見分けが困難でございまして、普通の業態と違ひまして、そういう特殊の業態でございまして、われわれといたしましては十分実態の調査をして、さうしてそれが一体給与所得なりやあるいは事業所得なりやという点については、誤りのないよう調査を深めておるというところでございませう。

○只松委員 いまお聞きしましたように、大工、左官、とび職、さういふ方々だけですか、それとも他の分野にわたつてもこういう税務調査を行なつ

ておられるかどうか。

○木村(秀)政府委員 たいいま申し上げましたのは、こういう特殊の所得がいずれに属するか、非常に区別の困難な業態の方々についての調査でございまして、それ以外には一般に事業所得の内容の調査等はいたしておりますが、そういう区分けの困難なという問題は、特にこういう職業の方々以外にはあまり多くはないと思ひます。

○只松委員 だかどういふ職業をやりになつておられますか。それから地域もついでにお聞きしますが、特定の地域に限って行なわれておりますか。それからいま申しましたように、お答えが不十分なんです、ある地区では三十五万円、ある地区では五十万円、ある地区では七十万円、私の調査した範囲内では大体そういうランクを引いて、そういう対象を決定して調査をされておる。全員調査をされておるわけではないわけですね。だからひとつ私の質問をよく聞いて、全部お答えをいたしたいと思ひますが、いま言いましたように、ある税務署では三十五万円、五十万円、七十万円という額があつて、そういう形でされておるのか、あるいは全員されておるのか、あるいは地域ではどういふふうになつておるのか、私の聞いたことを全部答えてください。

○木村(秀)政府委員 事業所得一般については全部調査をいたしております。これは全国にわたつて調査をいたしております。しかし、ただいま申し上げましたように、大工、左官、とび職のような特殊な業態の方々につきましては、その所得の区分けと申しますか、そういうものがはなはだつきり

しない面がございますので、これも全国について、ある程度の抜き検査と申しますか、抜き調査と申しますか、全体を網羅というわけにはとてもいきませんけれども、地域ごとにある程度の数を取り上げて実態の調査をいたしております。

○只松委員 事業所得が給与所得が不明であり、そういうことを明らかにするために、こういうお話がありました。が、いま申しますように、国税庁は、三十五万円ならば給与所得であり、五十万円ならば事業所得である、こういうふうにお考えになつておるのですか。それとも給与所得は幾らで事業所得は幾ら、こういうふうにお考えになつておるのですか。その署によって私の聞いたところでも、対象額が違ふのです。どういふ目的かということも聞いておるのですが、そういう対象額がどうして違ふのか。ある税務署では三十五万円以上をやつておる、ある税務署では五十万円以上をやつておる、ある税務署は七十万円以上をやつておる、こういうことがあるのです。私のほうは、広範囲に調査されておるのですから、大体そういう人たちに聞けば、ランクが出てきておる。そのランクの引き方は署によって異なつてきておる。これはあとでお見せしますが、調査用紙なんかも全部違ふのです。

○木村(秀)政府委員 調査は各階層ごとに行なつておりますが、一応所得の内容、年収額によつて、たとえば三十三万円以下の場合においては八〇%を給与所得と見、それから四十万円以下の場合には七〇%というふうに進みまして、百万円以下の場合には二〇%、こういう一応の標準をつくらせてやつてお

るわけでありまして。しかしながら、これは昭和三十一年に出しました通達でございまして、その後やはりいろいろの物価の騰貴等実情が變つてきております。したがつてことしは、やはりもう一回こういう数字の内容を洗つて、そうして実情に即した割合というものを出したほうがいいんじゃないかということも調査を進めておる次第でございまして。したがつて、この割合は全国統一してございまして、署によって違ふということはありません。

○只松委員 調査の対象は、私の調べた範囲では明らかに違ふです。埼玉では大体三十五万円以上が対象にされております。東京では、大体ある地区で五十万円、ある地区では七十万円、こういう線以上の年間収入が大体あると想定される人が調査の対象になつておるのです。だからあなたがそうおっしゃつても、実際やつておる下の税務署では、そういう年収額の対象を異にしてやつておる。だからもう一回、全国統一してやつておるのか、明らかに違ふのか、ひとつお尋ねをいたしておきます。

それから御承知のように以前は自主申告なんです、そういういたしますと、これは明らかにいふゆる事前調査になると私は思ひます。確定申告を行なう前にこういうふうな事前調査を行なうということになればいいまでの納税行政というのから違つてまいります。

明らかに納税行政を混乱させてくる、こういうふうな私は思ひます、それから自主申告の権利を侵害してくる、こういうふうな私は思ひます。どうして、こういうふうな自主申告のたて

まえまでもくずして事前調査をしなければならぬか、提出をしなければならぬか、いままでおっしゃつたような理由だけでは、私はこういう税制の原則までくずしてしまふということはその理由がきつめて薄弱だと思ひます。そういう自主申告までも侵して原則をくずしてやられておるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○木村(秀)政府委員 たいいま申し上げました給与所得と事業所得との割合は、これは全国統一した基準で行なわれております。ただ調査につきましては、やはり只松委員がたいいま御指摘になりましたように、必ずしも全国一定金額以上というふうにはきめてございませんで、その土地の実情に即して若干の出入りがあることは事実でございまして。それから、事前調査の点でございまして、これは私たちがもちろん法律上許された範囲において事前調査を行なつておりますけれども、その趣旨はやはり税務署におきましてその趣旨はやはりもの非常に大量でございまして、しかも、特に白色申告の方々等につきましては納税相談の際に署に殺倒される関係上、とうてい処理がし切れないということ、事前調査を行なつて、そういう程度で所得の概要をつかむということをやつておるわけでありまして。

○只松委員 先ほど言いましたように、調査の金額も違へば、ここにありますが、調査の用紙も各地違ふのです。全国統一をやつておるのではないのです。だから国税庁としてはどういふ通達を出して、どういふ指令に基づいておやりになつておるのか。全国一斉、そういうふうにおやりになつて

おれば、もう少し——ぼくらはいわばするなという立場に立つて御質問を申し上げて意見を言うわけで、こういうふうにはばらばらのものをおやりになつておりますか。そういうことで全国一斉の何か統一したものが出てくると思ひになつておられますか。どの程度おやりになつておるのですか。

○木村(秀)政府委員 調査の様式等につきましては、各局にまかせております。趣旨ははっきりいたしておりますけれども、しかし一々の調査について様式等を指図はいたしてありません。したがつて、局によって若干の調査の様式等は違ひが出ておると思ひます。

○只松委員 税金は北海道におろすと九州におろすと日本国民である限りは、平等に同じ権利義務でもつて納めるわけですね。しかしその基礎になる調査が、趣旨は同じであつても調査の内容が、その結果が異なつてくる場合もあると思ひます。それで、調査用紙というのはいくつもの、そういうものでなく、各局にまかせ。こういうふうなことで、完全な、国民から、そういう税金を徴収するといふことが皆さん方できるとお思ひになつておるのですか。重ねてお伺ひいたします。

○木村(秀)政府委員 調査にもいろいろな調査がございまして、悉皆調査のような場合、全国一律に同じ時点で、全部を調査するといふような場合はもちろんござつて統一した様式で調査をいたすわけでもございましてけれども、このようにたとえば千人のうちの五十人とか、あるいは百人とかいうように、そういう全国統一した調査でない場合には、庁としては方針、趣旨ははっきり

りいたしますけれども、調査の様式まで統一しておけるといことは普通やっておられないわけでございます。

○只松委員 庁のほうではそうお考えになりましたも、これを第一線にきて調査した人は、これを出さなければ少しおどしの文句を言って、出せば白色申告なら白色申告も大目に見てやるのか、あるいは出さぬでもいいのだ、こういうことを言いながら調査しているところもあるのです。その例はそれほど多くはありませんけれども、それほど末端に行けば、いわば強制的にあるいはおどかしの調査をやっているのです。あなたが言うように、しかもこれは確定申告にかわるようなことばを使って調査しているところもある。あなたがもしやるように、単なる参考として末端にきて調査しておるといふふうには受け取られてないのです。しかも今後おそろくそうでしょうが、こういうものを完全に出すならば、申告以上に確定的なものとして今後のそういう大工、左官、とび職の徴税対象にされるだろう、こういうことで非常に恐怖の念を持っているのです。現にそういう調査に來る人はおどしてやるわけです。なかなか、大工、左官、とび職などは実際上はどんぶり勘定で帳面なんかつけておられない。そういうふうにおどしてきて非常に困っている。あなたがもしやるように単なる参考、ばらばらで金額も違います、様式も違います、ある程度の参考資料としておられます、こういう形では末端では受け取られておられない。あなたがもしやるように単なるあくまで参考という程度で、そういうふうには不確定のものであっても様式もばらばら、あるいは

は金額も局によってばらばら、そういう形で単なる参考という程度でやりになっておる。そういうふうには確認してよろしくございませう。

○木村(秀)政府委員 私たちは調査をいたします場合に、いまお話しにございましたように、おどかしをして調査するということは全く趣旨ではございませんので、御承知のように青色申告の場合は一々収入なり支出の明細をつけていただくことになるわけでございます。したがってこれに対して更正する場合に、具体的にその理由を付して更正をする。こういうことになるわけでございますけれども、白色申告の場合には、ただいまおあげになりましたような業種、業態の方々には多いわけでございますけれども、一々きちょうめに帳簿をつけておられる方は非常に少ないわけでございます。そういう場合には推計課税をせざるを得ない。またこれは法律上も認められておるところでございます。したがってただいま申し上げましたように、全部が全部調査をするということは、これはとうてい人手の関係から見てもできませんので、そのうち代表的な方々を選んで調査をいたしまして、そうしてできるだけ真実の所得を把握するようにつとめておるわけでございます。したがってこういう所得の調査は単なるその参考資料ということではございませぬ。これはもちろん課税の場合の基礎になるわけでございます。しかしながらまた一方においては、全国的に見て所得の区分の非常にむずかしい業態でございませぬので、一方においてはやはりモデル調査と申しますか、そういう調査をいたしまして、そうして先ほど

申し上げましたような給与所得と事業所得とに属する部分が平均的に見てどういう割合になっているだろうかというところを探索をいたしておるわけでございます。

○只松委員 いまの答弁を聞いても私が質問した答えにはなっておらぬ。はっきり私はあなたのほうの意図がわからないのですが、それと同じように——そう言つては失礼だけれども、大工、左官、こういう人の収入というのはどんぶり勘定なんです。日雇いでやつておられるときもあれば、そこらのちよつとした普請と修繕を請負つてやる、あるいは小さい農家を請負つてやる、とか、いろいろの種類があると思えます。いわば非常に不正確である。そういうふうには非常に収入のあり方が不明確であるということ、いままで慣習で熊さん、八つあんではないけれども、一ぱい飲んだりして、職人というものはそれほどこういう帳面には明かさないのです。ほとんど記載しておらないのです。こういう調査そのもののやり方が、私から言うとなかなか十分ではない。その調査の対象になる根拠である大工、左官、とび職、そういう人々の日常生活から始まって、そういうのがなかなか明確でない。すべてが明確でない状態のものを調査して、あくまで、これが単なる参考意見として、またあなた方が強制しないで参考的なものにするというならこれは別だけれども、いまちよつとことばの端に出たように、単なる調査ではなくて、やはりそれが課税の基準になる、こういうふうな答弁があるとすると、ならば、こういう、熊さん、八つあんではないけれども、いままでどんぶり勘定

定でやつて、記帳を全然されておらない、そういう人の完全な給与の捕提というものをどうやってしようと思われているのか、あるいはできるとお思いになつておるか、その点まず伺いたい。

○木村(秀)政府委員 ただいま申し上げましたように、こういう業態の方々の所得は非常に把握がしにくいというところは事実でございます。しかし、さればと言つて、把握しない、納税をしていただかないというわけには参りません。したがって、税務当局といたしましてはできるだけ真実の所得に近いといひますか、真実の所得を把握する努力はいたさなければなりません。したがって、一々帳簿をきちょうめんにつけておられない場合でも、いろいろの質問をし、また大体の、そのうち当該の大工さんなら大工さんのラックと申しますか、そういうものを調査いたし、そうしてできるだけ真実の所得の把握につとめているわけでございます。

○只松委員 そういう、記帳をいままでしたこともない、また現に白色申告というものは記帳のない人々をどうやって調査する、しかも完全に近い調査をするというところは、逆な面からは、これは記帳の義務づけをしておる、こういうふうになつてくるわけですね。こういうふうな記帳の義務のない人々を、しゃにむにこうやって記帳させていく、こういうやり方ではなくて、あなたがもしやるような目的ならば、ほかにもいままで多少調査されておつたりいろいろの方法があるわけですから、こういうふうに半ば強制的にそうやって、まぢまぢな、ばらばらなぶざまな調査をするよりも、ほかに方法もあると思うのです。あくまでこうやって將來あなたたちがこういうものを続けてやるとするならば、記帳の義務のない白色申告者に、記帳をしておかないと半年なり一年前のことを、そう言、ちゃんだけれども、職人さんあたりは、そう一々どこに働きに行つてどうということを覚えておる者はないわけですね。そういうことを覚えていないとするならば、極端に言えば、でたらめな申告をしてもこれはかまわないのか、こういうこともありません。覚えていないわけですね。本人は悪意でなくとも、申告する際にどこか一軒修繕したぐらゐのことを忘れて申告しなかつた。そういう場合に、あなたたちから見ればでたらめな申告をしたことになる。そういうことをして、記帳の義務も何もないものをこうやってするわけですから、あなたたちとしても特別な、申告させなければならぬ強制的な、法的な根拠でやっているわけではないです。それから、ある程度でたらめなことを報告してもかまわない、こういうことになりませうか。あなたたちは、でたらめでいいというところは、ここでは答弁はできないでしょうけれども、実際はそういうことになりませうか。大工さんなどは自分の収入や何かを一年前のなんか確実に覚えておるから、そういう場合に、でたらめな申告をしてもかまいません。

○木村(秀)政府委員 もちろんただいまお述べになりましたように、記帳の義務というものはないわけでございます。したがって、われわれとしては記帳をできるだけくださいということとは言つても、記帳義務はもろんな

いわけですから、相手方が記帳をしないということならそれっきりでござい
ます。しかし記帳がないからとい
て、先ほど述べましたように、全然納
税をしていただかないというわけには
まいりません。記帳がない場合には、
税法の規定するところに従って、税務
当局としてはやはり推計課税をいたさ
ざるを得ないわけでございます。推計
課税をいたします場合に、やみに銃砲
で、むやみやたらに根拠なく推計をや
るのか、こういうことになるかと、こ
れはたいへんな問題でございまして、し
たがっていろいろの人に当たってその
当時の業況と申しますか景況、そうい
う業態の方々が一体どういう業況にお
られるかという一般的な業況がある
いは概況の調査、あるいは御本人に直
接当たって質問をいたす、そういうよ
うなあらゆる手段で、先ほど申し述べ
ましたようににできるだけ真実の所得の
把握につとめておる、それではその調
査は完全かといわれますと、これはも
ちろん私ここで完全と申し上げるわけ
にまいりません。しかしながらそうい
うふうに努力はいたしておるわけでご
ざいます。

に理解しておきますが、こういうこと
を将来もおやりになる予定ですか、大
体ことしだけである程度終わったなら
ばもうやめたい、こういうふうにお考
えてございますか、その点を最後にお
聞きしておきます。

○木村(秀)政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、こういう業態の方々に
対する調査は二重の意味を持つておる
わけでございます。その方の真実の
所得を把握するための調査、それに
よって納税をしていただく基礎にな
る、そういう調査は毎年継続をして行
なわねばならぬわけでございます。し
かしながらこの給与所得と事業所得と
の比率が一体どの程度になるのがそう
いう業態の方々の実情であろうかとい
う調査は、これは毎年毎年継続してと
いうわけではございません。たとえば
三十六年に行ないまして三十七年に通
達をいたしました分、そういうような
つもりでことし実態の調査をいたしま
して、そしてまた一、二年はそのまま
で据え置けるんじゃないか、こういう
ふうに考えております。

署にございます。これは昨年の七月か
ら署に置いたわけでございますが、署
におりますのが三百七十人になりま
す。それから局におりますのが千五十
名でございます。そのほかに事務官が
おります。調査官といえはいま申し上
げたように局と署にその程度分属して
ございます。

○堀口説明員 失礼しました。それは
調査課所管の法人ですか。
○只松委員 いや、全部です。
○木村(秀)政府委員 法人数は、三十
八年十月一日現在でございますが、全
法人七十三万二千二百二でございます。
○只松委員 だんだんふえてくる、急
増してくる法人数、これをいま申しま
したようなわずかな調査官、査察官で
調査をされることはなかなかたいへん
なようです。皆さん方の出先を私もし
ろいろ歩いて調査をいたしました、こ
れで現地の声を聞きましてなかなか
たいへんなようでございます。本年
度この膨大な法人数を皆さん方のほうで
署あるいは局、これで何%程度、どう
いう日程で査察する予定ですか。推計
数字というのが大体各署各局によって
あると思いますが、おわかりになりま
したら、ある程度の資本別のランクに
よってお答えをいただきたいと思いま
す。

中よりも大というふうな割合でもって
調査をいたす計画でございます。
○只松委員 私はいろいろ税務署のほう
をお聞きして回ったわけですが、こ
の数字とはだいぶ異なっております。
ところが、私が質問をするということ
で――いままで何にもそういうことを
しないときにはそういう妨害もなかつ
たわけですから、質問をするとい
うことで調査に回り始めたら、あなた
のほうでその発言を中止されておしま
す。一切しゃべってはならない、こ
ういふ通達が出されておるやに聞いてお
ります。これはあとでいづれ別な角
度から問題にいたしますが、そういうこ
とをするのはたいへんけしからぬ。国
会の正式な調査権を発動して行ったわ
けではないけれども、国会議員が勉強
するのに協力することこそ国税庁や行
政庁の任務である。にもかかわらず、
それを妨害して調査するのをとめると
いうようなばかげたことをしておると
すれば与野党問わない、国会議員とし
ての権限を行政府のほうでチェックし
ていく問題として大きな問題だと思
います。こういう問題をここであなた相
手にきょうやたつて時間もありませ
んし、日をあらためてまたやります。
ただあなたがそういうことをした事実
があることだけを明確にここで申し上
げて議事録にとめておきます。これ
はきょうやらぬでも、いづれまた時間
のあるときにゆっくりと本質的な問題
からひとつやります。

たとえば私がずっと前に調べたもの
ですから、これはあなたが発言を停止
させた前ですが、あえて私の地元だか
ら言っておきますが、浦和署では昨年
度調べたのが四〇%なんです。川口署

○只松委員 そういたしますと、これ
は結論的にはできるだけあなたたちに
有利な参考資料にはしたいけれども、
そういうふうな調査の対象者も必ずし
も記載義務のない人々であるし、それ
から実際やっておる調査の用紙その他
を見ても各局、各署によってばらばら
であるし、まあある程度の参考資料で
あるということ、それから強制的な
ものではないということとは先ほどから
おっしゃってありますけれども、私の
ほうは強制的なものでないというふう

○只松委員 それではその問題は以上
で一応終りまして、もう少し調査の
実態が進んでからまたお伺いをいたし
たいと思えます。

次一般の税制調査についてお尋ね
をいたしますが、現在国税庁管理のも
とに調査官、査察官というのが全体と
して何名おいでになり、局に何名、そ
れから署関係に何名おいでになるか、
お伺いをいたします。

○木村(秀)政府委員 査察官は、これ
は署にはおりませんので、各局に配属
してございます。これが四百三十五名
でございます。それから調査官は一部

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 この前お聞きしましたと
きには、調査官は全体で千二百四十三
人、こういう答弁になっておりまし
て、きょうの答弁と多少食い違つてき
ておりますが、どういふ内訳になって
いるのか。それから私が多少お聞きし
まして、調査官の欠員のあるところが
非常に多いようです。税理士や何かに
なられたりして欠員があるということ
ですが、現在欠員はどの程度あります
か。

ただいまの御質問のこの前の数字で
すが、調査官の千二百四十三名とい
うのは事務官が含まれておりますので、
の定員としては千二百二十一名です。こ
れに對しまして、現員が千五百五十八名
といふことであります。それから査察
官につきましては定員としては三百五
十名ですが、現員は三百四十六名とい
うことになっております。

○只松委員 この前からたびたびお聞
きいたしておりますが、資料その他に
よって異なりますので、本年度の現在
数における一番正確な数は幾らでござ
いますか。

○堀口説明員 この現員は三十九年の
一月一日現在になっておりますので、
一番新しい数字ということになりま
す。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○木村(秀)政府委員 御参考までに昭
和三十七年度の実績を申し上げます
と、税務署所管分、これは御承知のよ
うに資本金がその当時は二千万円以
下でございます。いわゆる中小法人で
ございまして、これが資本金二千万円以
下の法人の三六・八%を実際調査いた
しております。それから資本金が五千
万円未満の法人につきましては五一・
三%、それから一億円未満は五一・一
%、一億円をこえるものにつきましては
六五・三%、それから百億円をこえ
るものについては一〇〇%、これが実
績でございます。三十八年度につき
ましても必ずしもこういうふうなび
たつとした割合とは申しませんけれ
ども、大体方向としては、小よりも中、

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

○只松委員 法人数です。

でもやはり四〇％調べておられます。その中で更正決定を行なったのが浦和署で九〇％、川口署で八七％、調査日が浦和署四・六日、川口署三・五日、こういうふうになっておるのです。あなたがおっしゃっておること、全国で、私がほかのところでも目下調査をしてもらってありますし、あるいはほかにも多少数字を持ってありますが、いろいろあなたがそういうふうな言明をなさってありますから、差しさわりがある分だけは私はきょうは名前をあげません。そういうふうな数字が違っております。これはあなたが言っておるのが違っておるのか、こういう末端の税務署が違っておるのか、それとも税務署ではあなたが言っておるよりよいけに調査しております、こういうのは行き過ぎであるのかどうなのか、その点をひとつ伺いしておきます。

○木村(秀)政府委員 私が申し上げておるのは全国の平均でございます。これは事実の数字で、国会で間違ったことを言うはずのものでもございませうし、そういうことになればこれはたいへんな責任問題でございますから、その点は御信用をいただきたいと思えます。

ただ著によってでございまして、すくなくとも事実でございまして、しかしながらいまの更正割合を伺っておりますと非常に高過ぎるというふうな感じがいたしますが、私が以前申し上げましたのは、中小法人と大法人との所得階層別の更正割合を申し上げておるのでございまして、ただいまお述べになりました更正割合というものは一体どのランクをおとりになったのか、その点がちよっとわかりません。しかしながら

から私が申し上げておるのは全国平均でございます。それから、先ほど申し上げましたように、署によってでございがあるということは事実でございます。

○只松委員 あなたは三六％と書いておるが、署によって四〇％をしておるわけですか。それから調査日数もあなたが言ったのよりおこなっているわけですが、こういうことは行き過ぎであつて、こういうところにはこんなに調査する必要はないということをあなたの立場からいえば言わなければならぬ。徴税の立場からうんと調査をしるということかも知れませんが、浦和署の場合には行き過ぎがあるわけですね。そういう点をどういうふうにお考えになるのかというのをまず聞いておるわけですか。どうなんですか。

○木村(秀)政府委員 税務当局の理想からいいますならば、もちろん全部一〇〇％調査をいたしたいわけでございます。しかしながらいたしたい能力から見ましてどうして一〇〇％の調査というものは実現が不可能でございませう。しかば重点的にどの面を調査するかという点になりますと、やはり業況として非常に盛んな業況、あるいは法人であれば大きな収益を得ておる法人、そういうところに重点を置いて調査をする。したがって調査の割合とか調査日数につきましてもそういう所得階層別にアクセントをつけて調査をいたしておるというのが実情でござい

度かけておるか、そのランク別によってひとつお答えを願いたい。

○木村(秀)政府委員 更正の割合は、これは三十七年度の実績でございますが、税務署で所管をいたしております資本金二千円以下の法人につきましては三五・二％、それからそれ以上の資本金を持つておるいわゆる局で所管をいたしております分につきましては八〇・八％に相なっております。ただこの中で重加算税を課されたものが一体どの程度になるかというところは統計をとっておりませんので、これはただいまのところお答えをいたしかねます。

○只松委員 三五・二％と、もちろんこの九〇％、八七％という中には、文書の違いはありましようけれども、わずかの数字の違いやなんかも含んでのことだというふうに聞いております。しかしほとんど、一〇〇％まではいきませんが、税務署が調査した場合に非常に高い更正決定が行なわれておるわけですね。ところがあなたのものを聞くと三五・二％ということなんです、重加算税だけはこの中の二〇％をこすやつが署ではかけられておるのです。むしろ更正決定数字じゃなくて、税務署で行なっておる重加算税とあなたが言った更正決定の数字と近いわけですね。署によってこれほど大きな相違があるのですか、あなたが言っていることがほんとうですか、署で言っていることがほんとうですか。それとも特定の署が苛罰請求を行なっているのですか。どちらがほんとうですか。

○木村(秀)政府委員 重加をかけておりますのは、総処理件数の大体一〇％内外に当たると思っています。それから、署によって非常にでこば

こがあるというお話でございすけれども、やはりある程度署によってでこばこがあることは事実でございます。しかしながらこの調査をいたします場合に、最近では機動的に、広く浅くというよりも、むしろ狭くても相当深く調査をするという方針に切りかえておりますので、そういう意味ではやはり更正あるいは重加を課するという場合も相当ふえてくると思ひます。ただしわれわれといたしましては何といつても、申告納税制度のたてまえから申し上げまして、調査をして更正をするというものはそれだけでは十分ではございせんので、やはり申告前の申告指導あるいは記帳等の指導、そういうものにもっと重点をかけるべきではないか、それによって更正の割合を落としたい、かなくてもならぬということ、ことしも基本方針の一つとしてございす。申告指導に重点を置いて、調査、更正というふうな従来の方法をできるだけ直していききたい、更正割合というものを減らしていきたい、こういうつもりで方針を立てておる次第でござい

○只松委員 では浦和、川口や、埼玉における税務署だけがどうしてこんなに更正決定が高いのですか。これは苛罰請求だといってあなた今後改めさせますか。更正決定だけでもそのくらいあるのです。納める人から見れば強い署長さんだけれども、あなたたちから見れば弱い署長さんで、その署長さんをおまわりいじめるという形でよくは言いたくないし、そういう立場から言っているわけじゃないけれども、よくはまだほかにも調べているのです。相当全国平均と末端の署とは違ふのです。

○木村(秀)政府委員 浦和、川口、埼玉の署管内の事情をお述べになりましたが、われわれとしても一度数字を念入りに調べて、特にこの二署についての調査をただいま手元に持っておりますので、何かそこらに数字の食い違いでもありませんか、一応調査をいたしまして次の機会にお答えをいたしたいと存じます。

○只松委員 そのときまでに調べていただくなら、私は東京の国税局と——したがって五千万以上になります、それから東京の国税局の管轄にある署

ぼくから言えばこういう中小法人や何か中小企業者には非常に苛罰請求な徴税というものが行なわれている、しかし大法人というものは、あとでまたお聞きしますけれども、それに反して非常に手ぬかりがある、こういうことをよくは繰り返して言っている。だからあなたが答弁しておること、実際に末端の徴税行政が行なわれておることと違ふということを、よくは数字をもつて言っているのです。現に税務署に行つて署長さんや法人税課長さんや何か何人も聞いて、一人や二人でたつめを言っているのじゃない、よくが行けば署長さん以下全部出てきて、全部数字を持ってきて教えてくれる、その数字とどうしてそんなに違ふのです。末端の徴税というものが中小法人や中小企業者やあるいは中小所得者にこんなに重いというところの実態を示しておるわけですね。これはどちらが違ふのですか。あなたの言っていることが正しいのですか、税務署の署長の言っていることが正しいのですか。

○木村(秀)政府委員 ただいま川口、浦和の署管内の事情をお述べになりましたが、われわれとしても一度数字を念入りに調べて、特にこの二署についての調査をただいま手元に持っておりますので、何かそこらに数字の食い違いでもありませんか、一応調査をいたしまして次の機会にお答えをいたしたいと存じます。

○只松委員 そのときまでに調べていただくなら、私は東京の国税局と——したがって五千万以上になります、それから東京の国税局の管轄にある署

ぼくから言えばこういう中小法人や何か中小企業者には非常に苛罰請求な徴税というものが行なわれている、しかし大法人というものは、あとでまたお聞きしますけれども、それに反して非常に手ぬかりがある、こういうことをよくは繰り返して言っている。だからあなたが答弁しておること、実際に末端の徴税行政が行なわれておることと違ふということを、よくは数字をもつて言っているのです。現に税務署に行つて署長さんや法人税課長さんや何か何人も聞いて、一人や二人でたつめを言っているのじゃない、よくが行けば署長さん以下全部出てきて、全部数字を持ってきて教えてくれる、その数字とどうしてそんなに違ふのです。末端の徴税というものが中小法人や中小企業者やあるいは中小所得者にこんなに重いというところの実態を示しておるわけですね。これはどちらが違ふのですか。あなたの言っていることが正しいのですか、税務署の署長の言っていることが正しいのですか。

の、いま申します実調率、更正決定率、それからそれに対する重加算その他について、ひとつ同時に資料として提出をしていただきたい、このように要望しておきます。

○木村(秀)政府委員 庁で持つております資料でできるだけ調製をいたしまして、御報告をいたします。

○只松委員 それから同時に本年度の推計計画があるはずなんです。本年度はどの階層で何%調査して、それからそのランクには何日調査する、こういう推計数字がございいますか。計画なくして無計画でやりになっておりますか。

○木村(秀)政府委員 そういう割合はまだきめておりませんので、お答えをいたしかねます。

○只松委員 国税庁できめておらないのですか、局できめておらないのですか、署できめておらないのですか、お聞きをいたします。

○木村(秀)政府委員 各局できめるわけですが、しかし実績は必ずしもそういう計画とびつたりいくかどうか、その点は実績とはかなり食い違いが起きていることは事実でございます。

○只松委員 いや、いまきめておらないということですから、署できめておらないのですか、局できめておらないのですか、庁できめておらないのですか、どこできめておらないのですか。

○木村(秀)政府委員 署の分も含めまして、局できめるわけでございます。

○只松委員 だからどこできめておらないのですか。いまきめておらないと長官が答弁されましたが、どこできめておらないのですか。

ないわけでございます。ただし庁の方針といたしましては、先ほどちょっと触れましたように、できるだけいままでのように浅く、たとえばこの階層の法人に対しては実調率を何%にしないというふうなことになります。と、ノルマというふうな感じから、非常に形式的に調査が行なわれるおそれがございますので、できるだけそういう方針をやめて、そして問題のある法人についてはある程度の裁量権を局なり署が持ちまして、そして深度のある調査をする、こういうことでございまして、現在の方針としてはやらない。ただ先ほど申し上げましたように、一般論としては、大中小、それぞれの階層に応じてアクセントをつけながら調査を進めるといふことは、これは一般的な方針として言えますけれども、しかしそうかといつて、何%にしないといふようなことは弊害を伴いますので、やっております。

○只松委員 やつておらないとあなたは言ったつて、やつておるのですよ。昨年度の数字もはっきりおっしゃったように出てきているし、本年度もそういう計画をあなたの下では立てておるのです。立てて、本年度は売り上げの何百万円までは何%調査して何日間、私はちゃんと調査した数字を持っておる。あなたの方国税庁長官が知らないことをばくが知っているんだ。署で立ててからちゃんと計画をきめているのですよ。それじゃばくが国税庁長官にわかりましようか。国税庁長官が、署でやっていることをどうして知らないのですか。ばくはさっきから言っているように、全部数字を出さないけれども、だいぶでたらめな数字をしておられる、こういうことを言っておるのですよ。だから、知らないなら知らないと答弁されればいいんです。知らないんじゃないかと、いたしておりませんか。かなんとか。ばくはきよう決定的な詰めの論議までしておるわけでないけれども、だいぶでたらめな数字がありま。そういうことを前提として、だから国会をどういふふうにお考えになつておるのか、こういってばくは聞いている。ほんとうにあなた知らないのですか、ないんですか、どっちです。

○木村(秀)政府委員 先ほど申し上げました実調の割合は三十七年度の実績でございます。これは先ほど答弁の中にはつきりいたしております。それからただいま申し上げましたのは、庁としては、各局に何%実調をやりたいといふことはいたさない。それをするといふことは、逆に調査が形式的に流れて、そしていわゆる件数だけふやせばいい、ノルマだけ果たせばいい、こういうような感じが出るおそれがございます。そういう弊害を伴いますので、われわれとしては何%やらないといふことは言っておりません。ただ局におきましては、先ほどここで申しましたように、ある程度のめどを立てて調査をやる。全然無計画にやるといふわけには参りません。ある程度のめどを立ててやる、こういうことは事実でございます。しかしながら、今年については各局によってそういうめどをすでに全部立て終つたか、こういうことになりましたと、まだ立てておりませんので、ここで答弁をいたしたかねます、こういう答弁をいたしたわけでございます。

○只松委員 お答えをいたしたかねますではなくて、本年度はしません、こう言つた。一ぺん一ぺんことばが違つてきている。しかし実績はやつておるのです。ちゃんと卸売り業種別にこういう印刷までして、膨大な費用で印刷までかけて本年度の計画書ができておるところもあるのですよ。あなたが見せませんから、ばくも見せませんが……。だから、いまちょっと変わったような答弁をされたが、一番最初は、本年はいたしません、こう言つておるが、あなたの下ではちゃんと印刷までしている。また、本年度の会計年度は始まつているわけですから、四月も半ばになつておるから、本年度のやつをしなければなりません。どうして国税庁長官と下の税務署長なりとそんなに食い違ふのですか。あなたの威令は下に全然行なわれないのですか。全然違つたことになるのですか。だから、さつきから言つておるうちに、中小法人あたりをそんなにいじめるなど言つても、あなたの言うことに反して非常に高い実調率なり更正決定率が行なわれておる、こういうことになる。

○木村(秀)政府委員 私のお答えしたことを多少誤解をなさつておられるのではないかと思ひます。それは、私は国税庁本庁といたしましては一律に何%やらない、この階級については何%、この階級については何%やらないといふことを指令いたしております。しかしながら局におきましては、これは速記録をお読みになつていただくとよくわかりますが、局におきましては無計画に調査をするわけには参りませんので、やはりある程度の計画は立てておる。しかしながら法人の事務年度は御承知のように七月からでございますので、まだそこまでは至つていないといふことを申し上げておるのでございます。

○只松委員 法人だけではなくて、一般の事業所得その他についても全部計画を立ててあるのですよ。時間がだいぶん過ぎましたからきようはこれ以上そういう問題について決定的に深追いをいたしません、そういうことをばくのほうからちゃんと教えておきます。それから一つお尋ねをいたしますが、これは何か御存じですか。長官、こういうものをごらんになつたことがありますか。手にとってごらんになつてもけつこうです。これは何ですか。

○木村(秀)政府委員 それは電子計算機にかけるテープだと思ひます。

○只松委員 この前、給与所得者の別表の改正のときにお聞きしましたら、電子計算機がわかる者が十名おる、こういうふうにお答えになつておりました。私が国税庁に行つて調べたら、大体二十名くらいその課においでになつておることがわかりました。はつきりは知つておりませんが、こういう電子計算機がわかる方が何名おりますか。

○木村(秀)政府委員 電子計算機関係の事務は、国税庁といたしましては特に審議官室を設けてまして、そこでやつておるわけでありまして、総員は二十名くらいおりますけれども、そのうち特にプログラマーは十名くらいでございます。したがつて、電子計算機についてはほんとうの知識を持つておるものは大体十名くらいでございます。

○只松委員 その十名はどういう仕事に従事しておりますか。私の聞いたところでは総務課関係に属しておられる、こういうことでございます。この前はちょっとそこまでは突っ込んで私は聞いておりませんが、わかる人というだけで十名くらいという答えだったので。私は国税庁のこういう調査を含んでの問題もそのとき多少発言しておるわけなんです。調査官の中に、何名この電子計算機がわかる人がおいでになりますか。

○木村(秀)政府委員 電子計算機は、ただいま申し上げましたように本庁におきましては審議官室——特別の審議官を置きまして、これに専任をさせましてやらせておるわけでありまして。これは先日当委員会におきまして答弁を申し上げましたように、昭和四十二年度を大體めどいたしまして、電子計算機を導入いたしましたして事務の機械化をはかりたいというつもりからたまたま準備をしておるのでございます。しかしながら、御承知のように民間の大会社等におきましては、すでに電子計算機を導入いたしておる会社は相当数にのぼっております。調査の際にも、少なくとも自分では機械をいじらなくても、機械に対する知識を持っておらなければ調査がしにくい、あるいは悪いことばでいえば、その会社にならぬごまかされてしまうというふうなおそれもなきにしもございませんで、そういう面においては、今年度は各局の調査官も特別の研修を受けまして、そして機械に対する知識を得させると同時に、そういう専門の調査官を各局に配属をする、こういう計画を立てております。

○只松委員 現在何名これがわかる方がおいでになりますか、こう聞いておるのです。

○木村(秀)政府委員 われわれのほうといたしましては昨年、一昨年、税務講習所で短期の講習をいたしておりました。そういう関係の者がおそろく全国で、はつきりここで申し上げられませんが、相当数おると思います。ただし、かしながらそういう人は、何しろ短期講習でございましておるからして、ほんとうに専門的な知識を持っておるかといえ、これはまだ不十分である。しかしながら、全然知識がないかというところ、やはり短期ではございまして二週間程度の講習を受けておりますので、ある程度の知識は持っている。したがって、先ほど申し上げましたように、もっとこれを専門化して、知識の深度を深めるということにこれは力を注ぎたい計画でございまして。

○只松委員 希望や願望や、そういうことではなくて、何名おいでになりますか。教えますか。私も専門家がいない。少し聞いただけで、IBMというの、これでもわかるように一台一台穴が違ふのです。少し知っておったくらいでは読めないのです。これをどうです、あなた税務署に持っていて読めますか。調査官で、これがわかる人が何名現在おいでになるのですか。

○木村(秀)政府委員 ただいま申し上げましたように短期講習を受けた人数は、ちょっとここで正確に覚えておりませんので、後ほど全国で何人ということをお答えしたいと思っております。それから御承知のようにそういう磁気テープあるいは紙テープ等につきま

しては、それをすぐそのまま目で読むのではございせん、やはり計算機にかけて数字に直して、見得る状態にして読むわけでございますからして、私はそのテープそのものを読む能力というものが必要なのではなくて、そういうテープを入力機にかけ、本体、電子計算機にかけて、税務署にとってどういう必要な書類が提出願えるかというところの知識が必要なのでございまして、直ちにそれを読む必要はないと思ひます。

○只松委員 あとでもう少しそれは突っ込みますが、中小商店の場合は、仕入から販売から売り上げから全部調べ上げ、わからなければその店頭で立つて顧客の出入りまで調べて綿密に調査するですね。ところが、いまこれを聞くと、あなたはこんなものはわからなくても数字に出てきたものがわかれば、ポイントさえわかればいいのだ、こういう答弁でございまして。そんなことではできないということ、あとでよく教えますよ。

さらにそれでは、現在日本の大企業の中で、資本金五千万以上の会社でいいます、何が、何社の電子計算機を使っておるか。その使っておる内容は、単なる自分の会社だけの統計か、あるいは仕入れから販売からそういうことを全部やっておるか、四月三日の読売新聞をごらんになって、六四%が電子計算機を採用しておる。そして相当事務部門に至っても採用しておるということが新聞には書いてあった。私だって読むのですから、当該の国税庁長官はそういうことをお調べになつておられると思ひますが、何社くらい使っておるか、またその使用して

おる内容についてお答え願いたいと思ひます。

○木村(秀)政府委員 ここで何社ということは確実には申し上げかねますが、約三百社使用しておると思ひます。それから同じ使用しておる場合でも、全部を機械化しておる場合と、それからその一部を機械化しておる場合とがございまして。私はその三百社のうちで約半分くらいが全面的に機械化されておるのじゃないかというふうに推測をいたしております。

それから先ほどお述べになりましたように、テープを機械にかけて数字が出たからそれで調査が済んだというふうにはもちろん考えておりません。これは原始伝票というものは手書きでもって数字の形であるわけでございます。そして、原始伝票から最終的な帳簿に載るその中間段階がそのテープによって切られるわけでございます。したがって税務署といたしましては、その中間段階でどういふ数字が提出願えるか、これは一体機械にかけて無理な数字、機械によつては出ない数字であるか、あるいは出る数字であるかということ、これが問題になるわけでございます。それで機械を自分で動かさなくても、機械に対する知識を持っておるというところは、今後いよいよ必要の度が強まってきたように思うので、先ほど申し上げましたようにそういう研修を特別にいたしておるわけでございます。もちろん最終数字だけではなくて原始伝票をいろいろ調べ、また本店だけでなく各事業所、現場を調べる、こういうことが税務の調査の肝心なところでござい

ます。

○只松委員 東京国税局管内で、およ

そ何社使つておいでになりますか。

○木村(秀)政府委員 東京管内で何社というぐあいには私ははっきり申し上げられませんが、いま申し上げました約三百社というのは、大體東京、大阪、名古屋に集中をいたしておりまして、ことに東京が多いということで、ここは何社というところは直ちに申し上げられませんが。

○只松委員 それじゃ私がお教えしようか。百二十八社東京で使つておる。自分の一番おひざ元の東京で使つておるものくらいは、前にも一べん質問してありますし、さらにきょうも質問するのだから調べてきなさい。百二十八社東京では使つておるのです。そういうふうな会社に使つておるところさえあなたは知らない。ましてや中身も知らないのですよ。そういうことで、さっきから言うように一台ごとの機械の穴も違ふ。なかなか私たちが行つて聞いても容易でない。ちよつとの講習くらいではわからない。日本はアメリカに対して十年電子計算機の使用がおりまして、こういうふうな言われたいものがある。したがって、今後さらにそういうものが急速に使われていく、こういうことはもう当然に予測されることです。そういういたしまして、目下研修中であるとか何とかいろいろのこととおっしゃつておられますけれども、いままでもすでに使つておる。現在百二十八社東京で使つておる。あなたが言うように全国で三百社をこえる会社が使つておる。そういうものがわからないうことは完全な徴税はできないのです。あなたはできると言つておられるけれども、局や署に行つて署長さんに聞いてごらんない。わかりませんか。

きませんと言っていますよ。こんなものが読めなければ、日本の徴税技術は非常に立ちおくれしているから、こういうところへ行ったら私たちは打つ手がありません、こう言っているのですよ。あなたはここのうのとでき、そんなことをしなくてもポイントさえ知っていれば読める、あるいは符牒が読めなくてもポイントさえつかめればいいとか、のりくらりとしたでたらめな答弁をやっているけれども、末端の署長さんや担当官はできないと言っているのだ、ネコに小判でわかりませんと言っている。こういうことであなたでできているのですか。それとも末端の署長さんや何かがあるとお、実際にはやはりお手上げでわかりません、もっと私たちが徴税技術その他を近代化していかなければなりません、こう言っていることがほんとうですか。どっちです。

○木村(秀)政府委員 先ほど講習を受けました人についてはちよっとお答えを留保いたしました、昭和三十七年に百名、三十八年に八十名、したがって全国で百八十名短期講習をいたしております。今年度はこれからまた講習をいたしたいというふうに考えております。

それから、ただいまのお話でございしますが、署扱いの法人には絶無とは申し上げませんが、電子計算機を使用しておる法人はほとんどないといっているかと思ひます。したがって、問題は局扱いの法人が問題でございします。われわれとしてはただいま申し上げましたように、三十七年、三十八年、百八十名程度の講習しかいたしてございせんので、しかもこれも短期でござい

して、機械に対する知識は手でさわったという程度のものだろうと思ひます。ことは人数よりもむしろ深度を深めた教育をいたしたい、かように考へておるのでございします。

現在東京におきましてはお手上げだとおっしゃいますけれども、そういうはずはございせんので、東京では現に法人の決議書は試験的な実験でございしますけれども電子計算機を使っておりますし、知識が絶無とは考へておりません。不十分なことは認めざるを得ないと思ひます。

○只松委員 この数字でも会社は大体自分の必要な面だけ数字化してそれであとは全部巻いてしまつてあるのですよ。担当者以外にはわからないようにしてあるのですよ。あなたが言うように全部が数字化してあるのじゃないのですよ。行って調べてごらんないの。私は行って調べてきたんだから。私の言っていることが誤りか。担当部門で売り上げか何かが必要などころはそれを数字化する、仕入れのところで部分的に数字化して、昔のように全部が全部なっていない。これは全部保管してある。必要なときに数字化するのである。だからあなたが言うように、知らないでただでございすとか——いま十分だといふようなことをおっしゃったからその程度にしておきますけれども、なかなかさうあなたの答弁どおりじゃない。だから、もっと税務署は早急にこういうものも勉強するし、ほかの徴税技術を改善して、千年一日のごとく弱い者だけいじめて、張り込んで調べる、大法人や何かはちよこちよこで行つてこういうものを見てあそ

でございすか、こういう形では、近代的な徴税技術で大法人や何かの完全な調査はできないといふことを十分知っておかれる必要があると思ひます。

そこで、技術問題もそうですが、調査官、査察官で、さつきからお聞きしますといふまではこういう日数で実調をなさつたといふことでございします、そういうことで十分間に合つてい、こういうふうにお思ひでございしますか。

○木村(秀)政府委員 第一の電子計算機の問題につきましては、当該会社が持つております電子計算機にテープをかけて税務にとって必要な数値を数字をもらへるかといふことを知ることが一番重要なわけでございまして、御承知のようにきわめて短時間でテープから数字になし得るといふことでございします。必ずしも機械全体についての知識がなくとも税務の調査には間に合、ただし、片で足りないです。電子計算機の運営については専門的な知識を要する、こういうふうと考えております。

それから、ただいまの調査なりあるいは査察の人員をもつて十分と考へておるかどうかというお話でございします。もちろん人数がふえてあらゆる階層にわたつて一〇〇%の調査をなし得るというところは税務にとっては理想でございしますけれども、そういうことは望み得べくもございせんので、先ほど申し上げましたようにアクセントをつけて調査せざるを得ない。しからば現在の調査がそれほど粗漏であるかといふ点になりますと、御承知のように昨年の七月に調査課は所管法人の限度

を二千万から五千万に引き上げております。これによって大体従来の調査課の所管法人の半数が税務署にあり、半数が調査課に残る。しかしながら、定員をいたしましては、調査課の定員は若干減らしてありますけれども、ほとんど減らしてありません。したがって、資本金五千万円以上の中の上あるいは大会社につきましては相当深度のある調査ができるというふうに確信をいたしております。したがつて、私は現在の定員でもって相当の充実した調査ができると確信をいたしております。

○只松委員 時間がまいりましたので、これで質問を終わりますけれども、私がいろいろ調査した範囲内では必ずしもそういう大法人の十分な調査が行なわれておるといふふうには思つておりません。本来ならば、あなたがそれだけ自信を持っておっしゃるならば、税務署員の都内なら都内出張、県外なら県外出張、この前から地方にも全部出張して支局、支店に至るまで調べておる、こういう答弁をなさつております。この調査官であるいはこの査察官で、あなたが言われたような日数に直して人員全部したつて、そういうあなたが言うような十分な調査は行なわれておりません。この調査官全員の中で欠勤とか事故があったり何か、そういうものが大体一割か二割ある。そういうものを対象にして全部調べてございせん。そういうものが全部延べ三百六十五日働いたつてこの調査官ではできません。だからそういう点について私はもっと突っ込んだ質問をしたいと思つております。

きょうは時間がきたので、この程度にとどめますけれども、そういう点についてやはりもう少し弱い者だけの税務行政をやるといふのじゃなくて、公平に、大工とか左官屋さんとかそういうものまで徹底的にやり始める、しかし大法人とかあるいはこの前も言いましたように、不勞所得あるいはマンションあたりで何にも所得がわからない、こういうところでは生活をしておる、こういう人々の徴税だけは放任されておる、こういうことでは税の公平原則をきわめて欠くと私は思ひます。そういう点についてひとつ一そのの努力をされんことをきょうは要望いたしまして、質問を終わります。

○山中委員長 次会は、明十五日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時一分散会